

## 鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その四

大嶋陽一・四井幸子・芝田尚子・松本美佐子・錦織真弓<sup>1</sup>

## A reprinting of "Official diary of Great Village Headmen in Tottori province in the Edo period" vol. 4

Youchi OOSHIMA, Sachiko YOTSUI, Naoko SHIBATA, Misako MATSUMOTO and Mayumi NISHIKORI

## はじめに

本稿は、因幡国岩井郡の郡役人を歴任した浜大谷村（岩美町大谷）の中島家が、近世初期から後期にかけて作成した「御用日記」のうち、中島徳兵衛正幸の大庄屋勤務中の①正徳四年（一七二四）、②正徳五年正月～七月分を翻刻紹介するものである。

著者らは、すでに『鳥取県立博物館研究報告』において三回にわたって翻刻を行っているが（大嶋ほか二〇一二～二〇一四）、本稿はそれにつづくものである。中島家や日記の概要については以前に紹介したことがあるためそちらを参照いただきたい（大嶋二〇一〇、大嶋ほか二〇一一）。また、中島家の資料を用いて同家の文化的な側面についての研究もなされているため（原二〇〇九、二〇一〇、大嶋二〇一〇、岸本二〇一一）、そちらも参照していただきたい。

## 一 「御用日記」から見る大庄屋の業務

ここでは正徳四年分の日記を用いて十八世紀初頭の大庄屋の業務について概観したい。なお、紙片の関係上詳細な検討は後日を期したい。

論を進めていく前提として、鳥取藩の大庄屋に関して以下の点を確認して

おきたい。①当該期の岩井郡は上構と下構の二つの地域にわかれ、各々に大庄屋（上構・浜大谷村（中島）徳兵衛、下構・湯村四郎左衛門）と宗旨庄屋（上構・新井村源蔵、下構・湯村兵二郎）が存在していた。②大庄屋の業務は大庄屋就任者の私宅が役宅も兼ねていた。③十八世紀頃の大庄屋の補佐者は「組頭」であった。「組頭」は大庄屋が支配する構内に存在した十数ヶ村ごとの「組」単位に置かれ、大庄屋の指揮のもと組を統括していた。正徳四年当時、上構組頭は細川村安二郎・浜大谷村久四郎・海士村久左衛門、下構組頭は高住村七右衛門・長郷村平太夫・湯村与八郎・馬場村宇平であった（組頭については大嶋二〇一七を参照）。

さて、正徳四年の「御用日記」の内容細目をまとめたものが表である。なお、業務の分類にあたっては、鳥取藩と同じ領国地域である熊本藩の手永会所の業務を分析した今村直樹氏の分類や萩藩の勘場の業務を分析した矢野健太郎氏の研究を参照した（今村二〇一五、矢野二〇一三）。

表より「御用日記」から見られる大庄屋の業務（表の「分類」の項目を参照）は、①年貢・雑税などの徴税関係、②藩への出願類の

<sup>1</sup> 鳥取県立博物館 〒680-0011 鳥取市東町 2-124

Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan

E-mail: ooshimay@pref.tottori.jp

[受領 Received 30 November 2017 / 受理 Accepted 30 January 2018]

取り次ぎ、③諸法令・触書等の触れ流し、④道・橋・用水などの普請・管理、⑤人夫・馬・物品の割付け・徴発、⑥林の管理、⑦河川管理（水害対策を含む）、⑧紛争解決、⑨刑政、⑩在方の住民管理（血判改め、往来手形発給など）⑪寺社の管理、⑫郡役人・村役人の人事管理、⑬諸運上の取り立て、⑭藩役人への対応・案内、⑮藩主・藩役所・藩土用の物品調達、⑯港湾・船の管理、⑰藩主・藩士の岩井温泉入湯対応、⑱賤民への対応、⑲岩本御蔵（藩の年貢米蔵）の管理運営、⑳郡（構）の財政・物品管理、㉑御用塩の納入、㉒制札場の管理、㉓牛銀・御借米の対応、㉔その他などに分類でき、その業務の多様性が知られる。これらの業務は「御用日記」に見られるものであり、日記に出てこなければ分類項目に入っていない点は注意が必要である。また、日記に記すべき内容はどのように選択されたか、また誰が執筆したのかなどについて検討も今後必要である。

## 二 大庄屋の主たる業務・勤務状況

大庄屋の業務のうち「御用日記」に頻繁に出てくるものを順に列挙すると、最も頻出するのが⑤夫・馬・物品の割付け・徴発である。次いで⑮藩主・藩役所・藩土用の物品調達、④道・橋・用水などの普請・管理、①年貢・雑税などの徴税関係、①寺社の管理、⑱岩本御蔵の管理運営と続く。これを見ると、大庄屋の主たる業務は藩が必要とする人馬・物の調達御用（⑤⑮）、普請関係御用、寺社管理、年貢関係（①⑱）であったことがわかる。

鳥取藩の年貢徴収法である請免制下において年貢関係業務は大庄屋の最大の職務とされており（大嶋二〇一七）、本来であれば、年貢関係業務について日記にもっと記述があつてもよい気がするが、納所の割付けや御蔵納めへの立ち会いなどは毎年のルーティンワークであり、また年貢業務に関しては別帳の存在があつたであろうから、日記には不慮の事件・事故が起きなければ項目として挙げられなかった可能性が高い。年貢関係の記載は七月以降増加し、納所が始まる九月以降十一月頃まで記事が増えている。なお、年貢関係の事務が悪いと処罰の対象とされていた（表中の161）。

「御用日記」の毎月の記述日は一か月に五〜十日であり、少なくともこれだけの日数は大庄屋の仕事をしていたことになるが、実際には記事がある日以外にも業務を行っていた可能性が高い。また、正徳四年分の「御用日記」冒頭にあるように、大庄屋（とくに因幡の大庄屋）はたびたび鳥取に出府し

ており、同年は合計二十二日も鳥取に宿泊している。なお、中島正幸は鳥取に出府すると福松屋を定宿にしていたことが知られる。

## 三 大庄屋業務の地域性

ここで紹介した大庄屋の業務は、藩内の他郡の大庄屋にも共通するものであると思われるが、業務内容を詳細に見ると同じ業務でも地域性があつたことが窺える。例えば、⑰藩主・藩士の岩井温泉入湯対応は、岩井郡に岩井温泉（湯村）が存在し、藩主の御茶屋（別荘）があるという地域性による業務であるし、⑯港湾・船の管理、⑲御用塩の納入は、岩井郡が海に面し、漁業や製塩が盛んであるという地域性に起因している。なお、製塩業は近世中期ごろまで藩内各所で行われていたが、後期になると周防国産の安価な塩が藩内に流入したため一気に製塩業は廃れてしまう。しかし、藩主御用の塩は明治まで岩井郡の陸上村で生産されたものが使用されている。他郡の大庄屋は御用塩関係業務は近世後期には消滅してしまうけれども、岩井郡では近世を通じてこの業務が連綿と続いた。さらに、藩内最大の漁業基地である田後村と網代村を抱える岩井郡では、藩主や藩御用の海産物（海素麴・シイラ等）を多く納入していたがこれも海に面した同郡ならではの条件であろう。ざっと見ただけでも海浜部に位置するという地理的条件が、大庄屋の業務を大きく左右していたことがわかる。

## おわりに

鳥取藩のような広域にわたる領国支配において、藩と村・農民をつなぐ中間支配機構である大庄屋は欠かせないものであることは言うまでもない。しかし、一口に領国といっても変化のない単一な領域ではなく、内部に様々な要素を持ち変化に富んだ多様な地域性が存在するのであり、それに応じて大庄屋の業務にも違いが生じる。逆に言えば大庄屋の業務から江戸時代の各郡・各構の地域性を照射可能と行うことであろう。（文責・大嶋）

## 正徳四年「御用日記」内容細目

NO	月日	内容	分類
1	1月11日	御用場御勘定(1/13大勘定)	⑫
2	1月14日	若狭国三方郡小川村の漁師等が岩本村へ参る	⑩⑬
3	1月16日	給人吉村忠右衛門様から株庄屋岩常村五郎右衛門が払い付け不能につき取り替え依頼	①
4	—	つじ油運上割り付け(納入3/6~10)。藩御用のつじ肝割り付け	⑤
5	—	宿泊御用一覽	⑭
6	1月	牧谷村八左衛門家建て替えにつき内林材木使用出願取り次ぎ	⑥
7	—	左近村甚右衛門、年貢不足につき内林の立木売却出願取り次ぎ	①⑥
8	1月25日	牧谷村蔵王権現の宮建立につき駒馳山より松木等掘出	⑤⑪
9	1月28日	良正院様百年忌につき殺生停止のこと	③
10	2月2日	久志羅村にて毎年立て来たる牛市(期間2/15~3/6)の出願取り次ぎ	②
11	2月9日	(青木)基太夫様御家臣森分内殿御入湯	⑭
12	2月10日	新善左衛門様、当年御普請奉行に命じられ当郡にお出で	④
13	2月10日	京都智光坊勸化銀渡す	⑪
14	2月12日	京都飛小晚松原上ノ町笠屋市兵衛、塩見谷に筆軸竹調えに参る	⑩⑬
15	2月16日	備前大工津高郡飛谷村市郎兵衛、同赤坂郡はじ方村分六と申す大工も遣す(鳥取城普請か)	⑤⑩
16	2月20日	追放人御免願い	②⑩
17	2月20日	御借米・牛銀受け取り	⑭
18	2月24日	船御運上銀、御舟宮増田伝兵衛様へ払付け	⑬⑯
19	2月27日	月限鉄砲、3月10日より10月10日まで浜大谷村へ2挺預り	⑭
20	2月	在御場目小村善兵衛様・喜多村藤兵衛様御両人廻在。塩見谷筆軸につき	⑭
21	2月27日	在御場へ近日縄持参	⑮
22	3月1日	山奉行高田善兵衛居宅普請、竹木縄筵代を支出	④
23	3月1日	使者をもって田にしを藩士等へ持たせる	⑮
24	5月22日	但州居組まで御銀輸送につき、人足7人を陸上村へ割り付ける	⑤
25	7月19日	酒造正御用の蒲を払い付る	⑮
26	7月	湯村御茶屋普請につき藁を下構に割り付ける	⑮
27	8月14日	溝口重右衛門へ蒲葺を用意する	⑮
28	3月3日	讃岐金比羅詣でほか往来手形発給	⑩
29	3月4日	牧谷村権現堂樫木入用につき八上郡福本村の樫木を願う	⑤⑪
30	3月6日	松井番右衛門より鳥取御蔵に請取米の有無確認。無き旨返答	⑮
31	3月13日	欠落人伺い	⑩⑬
32	3月	御普請廿日役の割り付け覽	④⑤
33	3月	浜大谷村用水の大井手、岩常村の大口より森之木迄の井手悪敷につき御普請	④
34	—	細川村の新堤御普請	④
35	3月23日	諸色高値につき馬指駄賃2歩増の通達	⑤
36	3月	大瀧寺の奉加帳関係	⑪
37	3月	岩本御蔵米足500石鳥取へ小廻り運賃について	⑮
38	3月20日	松井番右衛門御用につき葦用意	⑮
39	3月30日	牛馬年老候節追御売買について	⑯
40	4月9日	血判改めの報告(松井番右衛門、4/6銀山越えにて湯村泊り、4/7恩地より勤め、灘手仕廻、高住泊り、4/8小田谷・塩見谷仕廻、湯山村より覚寺越えにて鳥取へ帰着)	⑩⑭
41	4月9日	町浦留村与右衛門伊勢参宮往来手形出す	⑩
42	4月10日	網代村市兵衛・長七・分吉・半三郎以上四人、伊勢参宮往来手形出す	⑩
43	4月10日	松井番右衛門より、馬自分分戻り荷物塩1斗入4俵の積りの義御免の触書	③
44	4月14日	新井村源蔵と本庄村与平治の田地出入につき口上	⑧
45	4月16日	青木基太夫より人足賃、壱里より五里難所ハ三分二相極りい申候へ共、此度式分増二被仰付	③
46	4月16日	湯村より湯貢・宿賃上げ願いにつき、宿賃2分増し一廻り1匁2分とされる。湯貢は据置で一廻り5分のまま	②⑭
47	4月18日	村々新開荒起改の帳面を急ぎ差出すこと命じられる	①
48	4月23日	海素麵3斗西館河内守様御用につき在御場へ差出しを命じられる	⑮
49	5月9日	海素麵2石、大殿様御用につき在御場へ差出しを命じられる	⑮
50	4月	新井村源蔵より出願のあった牧谷村権現堂建立につき大工扶持方を岩本御蔵より差し出す	②⑪⑯
51	4月23日	海素麵の村々割り付け	⑤⑮
52	4月26日	宝永6年より去年までの別取立の分、今年下札に書き入れ取り立てよう命じられる	①
53	4月26日	煤5斗、近日中に作事小屋へ払わせるよう命じられる。上下構に割り付け	⑤⑮
54	4月25日	浜大谷村水御奉行に石原市左衛門様御預り分太夫が参る	④
55	5月3日	岩本村・本庄村水御奉行鶴殿和泉様御預り左左衛門が参る	④
56	5月	麦御年貢相場九斗六升につき、五八匁に仰せつけられ、6月10日限りに払付けを命じられる	①
57	5月3日	殿様帰国のため御迎馬12疋、浦富と湯村の馬を平福へ差し出す	⑤
58	8月10日	殿様勝見御入湯につき御用馬10疋、浦富と湯村の馬を差し出す	⑤
59	5月	愛宕山(京都)奉加帳を鳥取へ差し出す	⑪
60	5月16日	田後村、浜舟居場の岩根取除きにつき出願。見分後、道具類借用	⑮⑯
61	5月22日	御銀持1人湯山村より陸上村迄出し、陸上より人足7人居組村迄出し候様仰せつけられる	⑤
62	5月25日	人帳・奉公人帳奥へ写し置き大庄屋奥判を行う	⑩
63	5月26日	米村所平、役儀御願につき御免、青木基太夫・二宮幸助両人、両国御吟味役、新知200石	③
64	5月26日	熊沢甚五左衛門、郡奉行に任じられる	③
65	6月2日	小泉藤次郎、郡奉行に任じられる	③
66	5月26日	高江村小七郎、米村所平役儀御免につき願いにより両国追放御赦免、小七郎を但州へ迎えに遣す	⑩
67	5月28日	岩井郡より但馬二方郡にかけ洪水。岩井郡の被害詳細	⑦
68	5月26日	御用馬銀、両浦富と湯村拝借	⑭
69	5月29日	卯年預りの西館造酒正様御膳米2石請取手形受け取り	⑮
70	6月5日	岩井郡の洪水で流れた土手・道・橋・家、其外損所の書付を提出するよう命じられる。田畑荒は書上げず	④⑦
71	6月2日	白アヒル御用につき生鳥を差し上げるよう命じられ、構内に白アヒルが居ない旨返答	⑮
72	6月7日	西館河内守様御用の海素麵割り付け書上	⑮
73	6月9日	根帳消しの御断り帳面宗旨庄屋源蔵より差し越し奥書	⑩
74	—	牧谷権現の奉加散銭正徳2年2月より正徳4年の帳面を確認	⑪
75	6月15日	村々洪水の損所帳面御用場へ上げる	⑦
76	5~6月	陸上塩割り付け。鳥取賀露港へ入津通(850俵)	⑭
77	5~9月	羽尾塩割り付け。鳥取賀露港へ入津通(407俵)	⑭
78	6月18日	金銀吹き直しについての公儀触、郡奉行より廻状	③
79	7月	酒運上覚(しかのや人右衛門、炭屋九右衛門、竹田屋、山田屋)	⑩
80	7月	藤沢遊行上人通行二付湯村御茶屋普請竹木・食材準備御用(7/23湯村へ泊)	⑪⑮
81	7月	郡奉行松井番右衛門7/21湯村へ御越、25日御帰	⑭
82	7月	岩本御蔵大豆残り鳥取へ廻す覚	⑮
83	7月	盆立ち伊勢参宮人往来(10件)	⑩
84	7月	御鷹衆廻村につき村々人夫差出し触れ	③⑤
85	7月19日	早稲支払い日限および岩本御蔵納高書付提出のこと	①⑯

NO	月日	内容	分類
86	7月20日	上山分次郎・団友右衛門、旧知お戻しにつき物成控え直しのこと	①
87	7月20日	田後村船宿勤太郎から当春より勤三郎勤めのところ、7/20より市郎右衛門船宿に申し付けられる	⑬
88	7月20日	早稲付帳面、人別帳、御蔵入、鳥取払の銀子を書き分け帳面の提出を命じられる	①
89	7月17日	陸上村庄屋次介、去年の船板外売り一件、御用材木の諸寄よりの運搬一件につき手錠・閉門。代わり庄屋中嶋村権九郎	⑫
90	7月	二宮幸助、当郡荒所普請見分として7/25に御越。松井番右衛門とともに蒲生まで御越。26日灘手見分後、殿様御成につき摩尼寺へ見分に行き、のち鳥取帰着のこと	④⑦
91	7月27日	八重原村伊兵衛、当春より家中奉公、このたび酒造様へ御小人奉公につき聞届指紙に奥書	⑩
92	7月	人足荷物・宿賃・人馬賃の制札立替え(7/22浦富制札場)	⑫
93	7月29日	早稲の替し米勤仕、御支配切手鳥取御蔵へ払い申す儀御法度、給所へ早稲を去年のとおりに御書	①
94	7月29日	当年洪水田畑流場所改の帳面、近日中に差し出すこと	①
95	7月29日	京都下賀茂神社小泉左内、相對奉加につき、在役人取り持ちに及ばざる事	①
96	8月1日	牧谷権現建立の松木不足につき馳馳山にて松5本調達聞き届けのこと	②⑪⑱
97	8月2日	中嶋源七、御借米・牛銀判形御見届御廻り(8/1湯村構、8/2下構)	⑫
98	8月2日	三番早稲帳面、8/3に差出し、取立日限は8/10に帳面差し上げ。上構四郎左衛門分も一所に差し出す	①
99	8月3日	5/28の当郡洪水につき谷々河筋大分の荒流のため、普請奉行新善左衛門計りではとても間に合わないため、加奉行として田上源四郎、御新田方の下奉行安大夫仰せつけられる。8/4当郡へ御越し、これにより御丁場3ヶ所にて御普請となる。ほか岩本村の山崩れにつき人夫のこと	④⑦
100	8月8日	桐1本、蒲生村庄屋左衛門より2匁で購入	⑭
101	8月	荒尾周防8/5に岩井へ入湯。8/10に我等も見舞いに参る	⑮
102	8月8日	大風雨。田後村13間の帆柱折れにつき貰う	⑭
103	8月9日	8/8の晩夜中大風雨につき南部大膳亮様御材木積みの大船破損。死人3人。	⑮
104	8月15日	浜大谷水奉行8/5まで勤務につき役切手を渡す	④
105	8月10日	鶏引尾600本・向丸尾4,000本仰せつけられ、上・下構で半分ずつ負担。	⑮⑯
106	8月12日	普請奉行新善左衛門、岩本御蔵纏いにお廻り。雑事は亥年のとおりに岩本村より賄い申し付ける	⑱
107	8月13日	新善左衛門より岩本御蔵普請所御用の竹・三尺縄・土佐縄割り付け。竹は上構、その他は下構に申し付ける	⑮⑱
108	8月19日	岩本御蔵御用として又縄5束を差し出す	⑱
109	8月24日	東館吉崎守様吉岡温泉入湯御用の馬10疋を湯村・両浦富に申し付ける	⑮
110	9月	殿様勝見温泉入湯御用の馬5疋を湯村・両浦富に申し付ける	⑮
111	9月1日	殿様吉岡温泉湯湯御用の馬8疋を湯村・両浦富に申し付ける	⑮
112	11月	殿様岩井温泉入湯御用の馬12疋を湯村・両浦富に申し付ける	⑮
113	12月	殿様岩井温泉湯湯御用の馬10疋を湯村・両浦富に申し付ける	⑮
114	9月3日	東原市の丞所望の「浜切ノいら」を網代村で調べ鳥取へ遣わす	⑮
115	9月	湯山村の坂鳥御免札3枚例年の通り願書	②
116	9月	小紙4締、鳥取福松屋喜兵衛より参る。上構組頭へ分配	⑳
117	9月7日	町浦富番所普請御用につきわら・土佐縄を下構に割り付ける	⑮
118	9月7日	岩本御蔵横目石野甚左衛門赴任	⑱
119	—	平野村前の仮橋、当夏の洪水に流れ、土橋に掛け替えとなり、8月末に新善左衛門が掛け直す	④
120	9月10日	浜大谷儀兵衛、内林にて松10本切り取り願ひ	⑥
121	—	酒造正家臣初野八兵衛、蔵見村にて新地百姓付となり、百姓付けを行う	⑩
122	9月13日	湯山村に筵100枚急ぎ打立て仰せつけられる	⑮
123	9月17日	蔵見村平次兵衛、東館吉崎守様御小人に罷り出る。屋簷帳面に奥書	⑩
124	9月7日	二宮幸介・松井番右衛門・小泉藤次郎・野嶋利藤次・長沢分之丞ら当郡荒改に御越し。改め様悪しきにつき湯村作人基六入籠、町浦富鹿野や仁右衛門手錠閉門。郡中荒改直し仰せつけられ、改め直し、10月8日二宮幸介・松井番右衛門ら改めに御出	⑪⑭
125	9月25日	牛銀取立て10月15日限り仰せつけられる。米立て直段9斗6升につき銀135匁。のち平直段銀137匁3分	⑫
126	9月25日	岩本村年貢米、船にて鳥取へ廻し賃露入津通を出願。年貢払済時分返上のはず	⑫⑲
127	—	造酒正様御膳米3石、糶にて残すよう申し付けられる。上・下構にて割り付ける	⑮⑯
128	—	岩本御蔵の普請衆薪木・割木を上下構に割り付ける	⑮⑯
129	—	本庄年貢米、船にて廻り申す通に書き載せる	①
130	10月13日～	牛銀請取覚(銀10貫502匁5分)	⑫
131	—	新井村徳兵衛、大田権左衛門の道具持奉公に有り付き、請状判形見届け。在御用場岡本平介より御頼につき	⑩
132	10月5日	文昭院様法事につき殺生停止触れ	③
133	—	新御小人に罷り出候者の覚書。奥書を行う	⑩
134	10月15日	御船手梶浦五郎兵衛より鬮口銭払付けを命じられる。入江十兵衛に渡す	⑬
135	10月19日	御年貢大豆、高に4分懸りに払うように命じられる。別帳新開の畑高にも4分懸りとする	⑫
136	10月22日	新善左衛門より人夫40人ずつ10/23から白地村に差し出すよう命じられる。下構の3組に割り付ける	④⑤
137	—	平平帳、10月晦日に参り、11/1に湯村へ遣わす	①
138	—	町浦富村鹿野屋仁右衛門、酒造り廃業の出願を佐藤多加兵衛に差し出す	②
139	—	新田方安太夫、陸上村御普請に使用する杭木700本抛出を命じ、下構組で割り付ける	④⑤
140	11月3日	新田方安太夫、人夫50人ずつ11/4より陸上村へ差し出すように命じる。下構組で割り付ける	④⑤
141	11月3日	河内守様御塩手御入米2石8斗8升預りにつき、勘定所小栗安兵衛より差紙参り、受取り、徳兵衛預り手形を指上げる	②①
142	11月14日	造酒正様御塩手御入米10石預りにつき、預り手形を差し上げる	②①
143	—	殿様、11/12岩井温泉御入湯につき郡奉行小泉藤次郎御越、作廻。大庄屋湯村四郎左衛門・浜大谷徳兵衛・宗旨庄屋湯村兵二郎・新井村源蔵・御茶屋守平兵衛以上5人お迎え、湯湯のときにお見立てに罷り出る	⑰
144	11月5日	久松村庄兵衛家出火につき、口上書に奥書、松井番右衛門・小泉藤次郎に差し出す	②
145	11月4日	鴉殿和泉・同刑部の知行所浦富村水損につき年貢不足、他村にて払わせる様に仰せつけられ、塩見谷村々に申し付ける	①
146	11月8日	栗谷村長楽寺無住につき、鳥取天徳寺積山を居らせる出願	⑪
147	11月11日	殿様御入湯につき、岩井郡中に鉄炮打停止を命じ、所々に高札を立てる。庄屋中に誓詞を命じる	⑰
148	11月14日	御支配切手払付け、来る20日限りに行うように命じられる	①
149	11月14日	松井番右衛門より11/16鳥取より御園追放の者村送りにて陸上の国境まで参るので村々に人夫4人ずつを命じる御書	⑤⑨
150	—	遊行上人の通行時の浦富馬駄賃受取りを命じられる	⑪
151	—	御塩手御入米之覚(陸上村分、米44石余、この塩738俵。陸上村の勘定米に立て遣わす)	⑫
152	—	御塩手御入米之覚(小羽尾村分、米2石余、この塩372俵余)	⑫
153	11月16日	殿様岩井温泉入湯につき那須市郎兵衛11/17大谷村まで来るので荷物等の運搬の日用賃銀につき	⑰
154	11月21日	新善左衛門御用の土佐縄覚え	④
155	11月28日	鴉殿大隅の御塩手米借り証文(大羽尾村分米10石余、塩168俵)に奥書	⑫
156	—	二宮幸介・松井番右衛門、村々追放人の儀につき、11/29に当郡に御越し、12/2鳥取へ御帰。竹内林二郎・秋山半内、11/25より御越し。下構追放人牧谷村18人、町浦富村43人、本浦富村2人、岩本村14人、浜大谷村7人、細川村9人、海士村3人の家主、家族合せ102人(内1人洪水で死流町浦留平右衛門)11月晦日に御園追放仰せつけられる。	⑨⑩⑭
157	—	悪米出願帳面のこと	①
158	12月	浜大谷村より出百姓、百光寺村兵左衛門、当春新百姓となるがこのたび年貢支払い仕らず、お願いにつき2石御賃米のこと	①⑫
159	12月9日	鷹御用につき鷹捕獲について指示	⑮
160	12月9日	酒造上銀、来る20日限り御用場へ払い付けるよう仰せつけられる	⑬
161	—	岩井郡上構の御事務不埒につき、二宮幸介・松井番右衛門ら12/20に湯村へ御越し、上構にて260石余大庄屋四郎左衛門不足致し、四郎左衛門閉門・手錠。組頭高住村七右衛門・長郷村平太夫・湯村八郎・馬場村宇平4人は入籠。四郎左衛門跡役高山村十(重)四郎へ仰せつけられ、組頭若常村彦七・黒谷村茂兵衛・高山村彦太夫・湯村新兵衛に仰せつけられ、12/22鳥取へ御帰	①⑨⑫
162	—	岩本御蔵御用としてみさい木・譲り葉・葉付竹・縄を上構、門松・裏白・大根・葎組飾を下構より出す	⑮⑯⑱
163	8月	松井番右衛門へ網代村の肴(中シイラ1本、小鯛7枚、はまぐり20)を調える。代銀銀4匁9分5厘	⑮
164	12月27日	左近村全右衛門、年貢不足につき自分林を鳥取立川町与介に売却願ひ	①⑥
165	12月	八重原村久六、年貢不足につき自分「おとろ」林の立木を鳥取川原(瓦)町塩屋善九郎へ売り払い年貢相立もうす願ひ	①⑥

## 参考文献

- 原豊二(二〇〇九)「鳥取県立博物館蔵『富士の人穴草子』」(鳥根大学法文学部山陰研究センター『山陰研究』第二号)
- 原豊二(二〇一〇)「中島家旧蔵書の世界」(鳥取県立博物館『新収蔵品展』図録)
- 大嶋陽一(二〇一〇)「書写狂―中嶋正之の生涯と知的環境―」(『アジア遊学』一三五)
- 大嶋陽一、四井幸子、芝田尚子(二〇一二)「鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その一―三」(『鳥取県立博物館研究報告』四十九―五十一号)
- 岸本覚(二〇一二)「池田家の歴史と地域社会 家康感状讓渡にみる池田冠山と中島家」(『日本歴史』七七三)
- 大嶋陽一(二〇一七)「鳥取藩の大庄屋制について」(『鳥取藩研究の最前線』今井出版)

## 翻刻凡例

- ・史料の解読は、鳥取県立博物館が所蔵する中島家文書「御用日記」をもとにおこなった。
- ・史料の中に今日の人権意識に照らし差別的な表現が含まれているものがある。しかし、これも含め歴史資料として、差別が形成された経緯を解明し、その正確な理解を得るためには不可欠なものと考え、また人権尊重について考える契機としていただく意味を込め、本稿ではそのまま掲載した。この点について、読者のご理解をお願いしたい。
- ・史料の解読にあたっては次の要領で行った。
  - ①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならった。また、「より」や「して」など合字は一字ずつに直した。
  - ②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「江」「而」「之」は漢字を用いた。
  - ③誤字、宛字、脱字、衍字は下記の通りとした。
 

〈誤字〉用字上の誤記はそのまま記し、右側に○をもって正字を記し、意味が不明確な用字は(ママ)と右側に記した。

〈宛字〉慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかった。ただし、それ以外のものは誤字に準じた。

〈脱字〉脱落していると思われる字を□で補い、右側に(脱力)とした。脱落している字がわかる場合は(〜力)として正字を右側に記した。

〈衍字〉衍字はそのままとし、右側に(衍力)と記した。

④削除、訂正、追加、貼紙等は下記の通りとした。

〈削除・訂正〉見せ消し等の場合、削除前に記入されている文字を(見せ消し「〜」)のように明記した。

〈追加〉追加部分は該当箇所(後筆「〜」)、(頭注「〜」)のように明記した。

〈貼紙〉貼紙は(付箋「〜」)のように明記した。

⑤判読困難な場合は、その字数を□□□のように記入し、右側に(虫損)

(欠損)(汚損)(判読不明)等と傍記した。字数が不明な場合は「〜」とし、右側にその理由を記した。ただし、虫損などで判読が難しい場合でも文字が推測可能な場合は□の右側に(〜力)と明記した。

⑥押印箇所には⑥と記入した。ただし、押印がなく「印」と記入してある

のみの場合は(印)と記入した。

⑦史料の改行は原文とは一致しない。

⑧句読点は適宜付した。

・解読は、芝田尚子、四井幸子、松本美佐子、錦織真弓が行い、校訂は大嶋陽一が行った。

正徳四年

(表紙)

「正徳四年

日記

中嶋正恒

甲午正月吉日」

御家老職

御郡奉行

荒尾志摩様

青木甚太夫様

青木様御役替、所平様ノ跡役御勤被付

鵜殿和泉様

松井番右衛門

因幡

跡役熊沢甚五左衛門様

乾 安房様

二宮幸介様

跡小泉藤次郎様

荒尾周防様

溝口軍右衛門様

伯耆

御郡代

米村所平様

□月廿三日御役御免

跡役二青木甚太夫様

二宮幸介様

御普請奉行 岩井郡在

新善左衛門様

此年五月廿八日大洪水

岩本御蔵奉行

山ぬけ家流田畑大分荒

河崎権太夫様

俄ニ御普請有之

御目付去秋より

加奉行ニ

福家十太夫様

田上源四郎様湯村ノ

石がき被成候、七月より

正月八日 軍右衛門様より

一御用場御勘定、正月十一日ニ罷出候様ニ被仰付候。

正月十四日二岩本村参候

一若狭しやく州見方郡小川村獵師孫十郎・又四郎・弥二兵衛・同郡早瀬村喜兵衛

一正月十一日在御用場御勘定仕候、同十三日ニ大御勘定仕候。

一同十一日御家老中様御目見へ被仰付、於御勘定御料理被成下候。

午ノ春御運上油割覚

一八斗五升 ○網代

一石八斗五升 ○田後

一四斗 ○大羽尾

一六斗 ○岩本若狭舟四艘参候、壹艘二斗五升ツ、

合四石七斗也 三月六日より十日迄ニ払付させ申候

□六斗 あじろ在御用場分

「一」きも十はね

当年もつじ取不申段、御断申、御免被成候

南式石 田後南断

油四斗壹升 佐藤多賀平様

同五升

河本義左衛門殿へ五月十四日田後久

右衛門江参り相談候

此分田後よりもたせ遣申候、代銀御渡ハ先二有

内五貫目払

同廿貫目二月十二日二払

一きも四はね

青木甚太夫様分

一同五はね

五藤勘右衛門様分共二

御同人様より被仰付

岩越官兵衛様 四はね三百目払、代式百九十目壹分請取申候

三月四日使七郎左衛門、七十式匆かへ駄賃共二

御同人様より被仰

一同式はね

河毛十右衛門様

一同三はね

二宮幸助様

一同九はね

溝口軍右衛門様

外二壹はね半二月九日ニ被仰付候

一同式はね

松井番右衛門様

一同式はね

高橋所左衛門様

一同三はね

森官右衛門様 代式百拾六匆、三月四日ニ請取済、使

百三十目八分 七郎左衛門、七十式匆かへ駄賃なし  
(付箋)

「きも代請取相渡し申候手がた指引ノ書付、別紙二ほう反放ノ中ニ有之候、御奉行様方ノ御書一ツニ入置候」

宿福松屋常兵衛

一 正月八日ニ罷出、同廿二日ニ帰り申候 以上十四泊り

かり米用ニ

一 二月十九日ニ罷出、廿日ニ帰り申候 壹泊り

所平様御悦・軍右衛門御悦・新田之義用しに

一 五月八日ニ罷出、九日ニ帰り申候 壹泊り

荒改ノ義、小泉様御悦・其外御用

一 六月廿六日ニ出、同七日ニ帰り申候 壹泊り

荒改ノ義、梶浦様御悔事

一 八月十四日ニ出、同十五日ニ帰り申候、壹泊り

五月洪水ニ付

一 五月晦日ニ罷出、朔日ニ帰り申候、壹泊り

荒帳持参申候

一 九月十日ニ罷出、十一日ニ帰り申候、壹泊り

源藏(能書)侘事

一 十月十六日ニ罷出、十七日ニ帰り申候、壹泊り

源藏(能書)侘事ノ事ニ

一 十一月九日ニ罷出、十日ニ帰り申候

追放人之儀ニ

一 同廿二日ニ罷出、其日帰り申候

正月十六日

一 吉村忠右衛門様御取米(株)かぶ庄や岩常村五郎右衛門事、茂七、拾三石取込仕い申候、御給人忠右衛門様へ払不申通ニ八付もらい、御勘定ニ立申候、依之忠右衛門様より銘々へ取かへ申くれ候様頼被下候

正月廿五日

一 牧谷村蔵王権現ノ宮建立ニ付、七山ニ而松木四拾八本式尺五寸廻りより三尺廻り迄右之通被遣ニ付候様ニ願申候、奥書いたし差上申候、一八御立山ニて八本可被遣由、後ニ又願書調直し上申候。

二月廿六日

一案文

一 牧谷村八左衛門家立七間・横三間半、去冬ノ雪ニつふれ申ニ付、此度古柱ヲ以立直シ申度奉存候、為御断如此ニ御座候

正徳四年正月

牧谷村 八左衛門

組頭大谷村

久四郎

大庄屋

徳兵衛殿

松五本 目廻壹尺五寸廻り内林ニ而願申候

同八本 目廻壹尺廻り壹所書込上ケ申候

前書之通承届可申上候、願之通被仰付可下候、以上。

午正月日

二宮幸助様

溝口軍右衛門様

一 左近村甚右衛門、巳ノ暮御年貢不足ニ付、内林おとろ長 横 立木計売申度願與書仕上ケ申候、御郡様より裏書被遣ニ付、高田善兵衛様当、甚右衛門へ相渡申候。

正月廿八日

一 良正院様御百年忌ニ付、二月三日より五日迄獵師ノ外殺生停止ニ被仰付候。

一 毎年立来り之牛市、二月十五日より来月六日迄於久志羅村牛市立申度奉存候、為御断如此ニ御座候、以上。

正徳四年二月朔日

久志羅村願主 平八

同 庄屋 善兵衛

大庄屋徳兵衛殿

前書之通立来り之牛市承届候旨申上候、願之通被為被仰付可被下候、以上。

午ノ二月二日

大庄屋

徳兵衛

二宮幸助様

溝口軍右衛門様

三月六日迄二牛寄り不申二付、又十六日迄市立テ申度

由、追願仕、御聞届被遊候

右之通書□も相添上ケ申候。

一八十疋六分わり

一九十疋四分

右二口、与一兵衛よりうけ取申候、二月朔日使市兵衛ニテ

一三匁六分かち右衛門 一三匁六分 七郎左衛門 一匁匁分 伊左衛門

一匁匁分 甚五郎 一三匁六分 平九郎

右うけ取候

一甚太夫様御家臣森分内殿と申候、二月九日二御入湯被成候、井上甚右衛門様御家

臣ノ子ノ由、丸山文助殿と申候

一二月十六日備前大工津高郡飛谷村市郎兵衛申遣候、同赤坂郡はじ方村分六と申大

工も遣申候

二月十日より当郡へ御出被成候

一新善左衛門様、当年御普請奉行ニ御付被成候、以上。

二月十日

一八拾七匁五分五り京都智光坊様参代御使、相渡申候

同十九匁何分 明ル正徳五年ノ正月廿二日ニ智光坊様へ相渡申候

同十一日使、町浦留清左衛門ニ相渡ス

一四拾匁七里 両浦留御伝馬増銀ニ相渡し申候

委細去冬ノ御伝馬増銀割帳、奥ニゆい付有り

二月十二日

一京都飛小晚松原上ル町竺屋市兵衛殿、塩見谷ニ而筆<sup>(備)</sup>竹調申度旨被申参候

同十八日 使権九郎

一油六斗 井上甚右衛門様、岩井へ御入湯、御扶持方ニ広沢十郎兵衛様より御頼

被下候ニ付持せ遣申候、御請取有り米渡ニ請取遣しすぐニ安二郎ニ相

渡し申候。

御追放人願差上覚

二月廿日

一岩本加右衛門・同村半兵衛・高江村小七郎

右之通御国御追放御免被遊被下候様ニ奉願、則願書指上申候、

高江小七郎御免被遊候、其外御免不被遊候

御借米牛銀

二月廿日

一六百八拾石 両人手形拜借内 六百五十七石七斗五升七合

岩本御蔵切手也

廿式石式斗四升三合御支配切手請取申候

此内五石八斗四升八合岩本御蔵当ノ切手也

うらず<sup>(補高)</sup>ミ下番御支配

内三百三拾四石八斗 四郎左衛門請取申候

同三百四拾五石式斗 徳兵衛請取申候互ニ手がた取遣仕置候

一牛銀銀拾貫目両人手形ニ而拜借

内四貫目 四郎左衛門請取

同六貫目 徳兵衛請取

其後同六貫目同人請取手形差上申候

又 同式貫四百目 同人請取申候

合拾四貫四百目 請取申候

(付箋)



「一牛銀廿四貫百廿目

内十四貫四百目 下構

同九貫七百廿目 上構

「右牛銀御借米証文七月廿日差上申候村送り二して」

一 田後村庄や伝兵衛、御役義願二付御免被遊、跡役

同村勘三郎へ被仰付、二月廿四日ニ申渡候。

二月廿四日御舟宮増田伝兵衛様へ払付申候

一 式百拾舟御運上銀払手形、内三十目くかミ、九匁小羽尾、七十一匁大羽尾、

三月廿九日 同廿三匁牧谷、四十六匁五分湯山、廿三匁五分海士

三月廿九日

一 三百四十式匁五分 安二郎より払手形

二月廿七日

一月限鉄砲、三月十日より十月十日迄浜大谷村へ式挺預り申候、証文二判形いたし

申候、預り主兵左衛門・久四郎兩人にて候。

一 在御横目小村善兵衛様・喜多村藤兵衛様御兩人、御廻被成候、塩見谷南田村藤兵

衛所ニ上方より筆之ちく<sup>(輸)</sup>買調ニ参候者逗留仕い申由、善兵衛様御聞、御吟味被成

候、我等も罷出御わひ私作廻ニ被成被下候、依之先他国者六人但州へ戻し、其上

二而弥筆ノづく売申度候ハ、塩見谷より其通願書出し申様ニと申渡候、庄や衆

手前へ追而可申付と申渡置候。

三月朔日 御用場より四郎左衛門ニ被仰付候由

一 四拾式匁五分八り、御山奉行高田善兵衛殿御居宅、去巳ノ年普請入用御用場より

被仰付候、

右人夫は法美郡より出し申二付、竹木繩藁ノ代は邑美郡・岩井郡兩郡として出候

様ニ被仰付候、尤御用場ニ払付仕ルはづ也、別帳有り、下構江十八匁八分四り善

十郎二而「三月廿九日使湯山村」、「四月五日使左近村年寄にて」払付申候。

二月廿七日 番右衛門様より

一 萩三尺繩拾五束在御用場へ近日越而持参候様ニ被仰付候、

内拾束 上構

三月朔日

同五束 下構 払御手形壹本栗谷、壹本中村、壹本左近、壹本久しら

一 田にし式升山根幸左衛門様、壹升余長沢分之丞様、壹升余佐藤多賀平様

右之通りもたせ遣申候、使いしや李兵衛。

五月廿二日中嶋源七様御越被成候時

一人足七人陸上村申付、居組村迄御銀持参候、外二湯山より陸上迄村送り壹人ツ、

村々より出し申候、代銀拾壹匁式分、壹人ニ付壹匁六分ツ、被遣、八月十五日中

嶋源七様よりうけ取申候

七月十九日 使当村勘四郎馬壹疋二而遣申候

一 蒲三尺詰拾式束 造酒正様御用ノ由被仰付、浜崎七左衛門殿ニ払付申候

七月 一 わら百束湯村茶屋御普請ニ下構より出し申候、先ニ書付有り。

八月十四日

一 蒲筵 長式間壹枚

同壹間四枚 以上五枚溝口軍右衛門様へ御誂ニ付、浜大谷村より打、持参

申候、同家臣立神理助殿御うけ取。

三月三日

一 海士村半七・善兵衛兩人、讃州金毘羅へ参詣仕度由願、聞届申候。

同日

一 岩戸村仁右衛門・たき兩人、往来遣候。

同日

一 町浦留金剛院吉右衛門 此吉右衛門壹人往来手形遣申候、戻り申候。

一本浦留村市藏・田後村吉右衛門・孫三郎・市右衛門母・藤十郎・平左衛門・夫右

衛門・太郎兵衛・長七

三月四日 番右衛門様より

一 牧谷村権現堂建立ニ檜木入用ニ付、八上郡福本村之けや木奉願候へハ、被遣候、

尤寺社御奉行様より伐り差越被遣由、被仰付候。

三月六日 番右衛門様より

一 鳥取御藏ニ而請取申米有之候ハ、早々申越候様ニ被仰付候ニ付、鳥取御藏ニ而

請取申御米は無御座候段、返答ニ申上候、以上。

三月十三日相伺申候、左之通四郎左衛門より  
 一太田村仁兵衛悪義仕、欠落いたし申候、依之村々へ立寄申候ハ、早速注進申様  
 二と被仰付、村々へ相触申候、尤下女老人平野少助妹也、浜大谷村ノ者娘ノ子老  
 人相添、式人は浜大谷・太田村より戻し申候。

廿日役請取遣申覚

三月 向山石ノ手伝 同 石切手伝 三月十五日

一老人仁兵衛 一老人仁左衛門 一老人弥三郎 一三人甚兵衛 一老人伊兵衛  
 三月十六日 同日四人出申候へ共、式人ハ子共成半役ツ、二請取申候

一老人伝九郎 一三人九郎三郎

同日

一老人半四郎 一老人甚五郎 一老人助右衛門

一老人小平治 一老人五郎右衛門 一老人助三郎

五月十九日 同日 同日 同日

一老人伊左衛門 一老人茂右衛門 一老人弥三郎 一老人伝九郎 一老人忠四郎

同日 同日

一老人加兵衛 一老人忠兵衛 一式人清左衛門二遣ス 一四人七郎右衛門二遣ス

合三十人

三月

一浜大谷村用水ノ大井手、岩常村之大口より森之木迄ノ井手悪敷、水下二通り不申

二付、此度奉願候へハ、御郡奉行様より御普請奉行新善左衛門様被仰遣、掘り被

下候。

一細川村之新堤、去年十月細川村五輪ノ谷二御掘被遣候、去年御普請奉行野口佐五

左衛門様御掘被成候。

三月廿三日 甚太夫様より

一諸式高直二付、御断被仰上、馬指駄賃之儀此度三月廿七日より老里老駄二付、式  
 分増二被仰付候、依之老里老駄二付老歹、難所ハ老歹老歹分二相極り被仰付候。

一大瀧寺 ほうが帳ノ写

一岩本御蔵米足五百石小廻り被仰付、鳥取へ積ミ申、二見清兵衛様三月御越、浦々  
 庄やへ御申付被成候、運賃銀之儀御定之外二三割増二被為遣ノ由、二見清兵衛様

より其後御払被下、浦々へ申渡候。

三月廿 番右衛門様より

一蕙御用二付、湯山村二申付候、定間二合申蕙直段老杖二付、何程と相定申上候様

二被仰付候、湯山へ申遣候処二、只今田地植付前響敷二付、売候蕙は老杖も無御

座由、其段三月晦日以書状御断申上候、先老杖差越候様被仰付候二付、庄や善十

郎自分遣蕙ノ内老杖三月廿日二在御用場二差上置候。

三月晦日

一牛馬年老候節、追倒二いたし、穢多二遣候儀、前々御法度所二、近年猥敷御聞  
 被為成、此度御條目ヲ以被仰付候、村々庄屋・年寄・組頭、判形取置申候。

四月九日

一松井番右衛門様血判御見届二、四月六日二銀山越二御越被遊、湯村二御泊り、七  
 日二恩地より御勤、灘手御仕廻り、高住村へ御泊り被遊、八日二小田谷・塩見谷  
 不殘御仕廻、湯山村より覺寺越二鳥取へ御帰り被遊候、以上。

四月九日

一町浦留村与右衛門と申者、伊勢参宮仕度由、願帳差出し取斗仕、往来手がた遣申  
 候。

四月十日

一網代村市兵衛・長七・分吉・半三郎以上四人、御伊勢参宮仕候

聞届、往来手形遣し申候。

四月十日

一馬自分分戻り荷物塩老斗入四表ノ積りニして、何二不寄付候義御免二候、尤濃  
 道具付添、勝手次第二候、駄賃荷物付之儀堅停止二候間、左様二可被相心候、右  
 之通御定二候、御免札願候ハ、右之通相調可遣候。

松井番右衛門

大庄屋

兩人御宛

新井村源蔵と本庄村与平治、田地出入聞申候、四月十四日

銘々兩人より組頭高住村長右衛門・本庄村庄や年寄も口上参候、

一本庄村忠左衛門家屋敷・せど田共二新井村源蔵へ質物二入、流し申候、せど田残

ル分ハ本庄村与平次ニ売申候所ニ、九分と有之筆ヲ論いたし申候、忠左衛門より九分ハ与平次ニ売申由、依之源蔵方へ了簡いたし上ケ申付候。

此御鳥札五月 御書直ニ被遣候

四月十六日甚太夫様より御書ニテ

一人足賃、只今迄は壹里申五分五厘、難所ハ三分ニ相極りい申候へ共、此度式分増

ニ被仰付候、来ル廿一日より右之通貨銀請取候様ニ被仰付候。

右同日・同断

一湯賃・宿賃御上ケ被下候様ニと湯村より段々御願申上候へハ、此度宿賃五分御増

被仰付候、湯賃ハ壹廻り五分ツ、宿賃ハ壹廻り七分ツ、只今ノ御定ニ候へ共、

此度御増、宿賃壹匁式分ニ被仰付候。

番右衛門様より御直ニ被仰付候

一村々逐電人又は奉公人ニ而も久敷江戸「」

四月十八日 甚太夫様・番右衛門様より御書

一村々新開荒起改ノ義、帳面急ニ差出候様ニ被仰付候、尤丑年より去年迄其外取

立ノ分、今年ノ御下札ニ入、御下札帳差出候様ニ被仰付候。

四月廿三日 番右衛門様より

一海そうめん三斗 河州様御用ニ付、近日ノ内ニ在御用場ニもたせ越候様ニ

被仰付候。

五月九日

一同式石 大殿様御用ニ被仰付候、村々ニ而もいぶん精ヲ入取、不足ノ分

ハ御免被遊由、然共若外売共仕候へハ、其者越度ニ可被仰付由

ニ候。

四月

一四斗入七拾俵

右は牧谷村権現堂建立任ニ付、大工ノ扶持方米願上候、新井村源蔵より願書差越、我等奥判もいたし差上申候、四月廿三日ニ岩本御蔵より請取牧谷へ相渡し申候。

海そうめん割符覚

四月廿三日

一壹斗式升 網代 一三斗 田後 一八升 岩戸 一五升 小羽尾

一八升 大羽尾 一壹斗 陸上 一壹斗 浜大谷

右之通申付候、先ニ請取口有り。

四月廿六日 竹内様・野嶋様より

一宝永六丑ノ年より去巳ノ年迄ノ別取立ノ分、今年御下札ニ書人立用仕由被仰付、

依之此度改帳ノ奥合・御案紙參申候、別紙ニ有り。

同日番右衛門様より

一煤五斗 近日内ニ御作事小屋へ払わせ候様ニ被仰付候

内式斗五升 上構

同式斗五升 下構ニ申付 内九升 安二郎組

八升 久四郎組

八升 久左衛門組

四月廿五日

一浜大谷村水御奉行ニ石原市左衛門様御預り分太夫被參候、四月廿四日ニ被仰渡候

由ニ而、廿五日ニ此方ニ被參勤申候、此人去年も被越候故、所より願申請候。

五月

一岩本村・本庄村水御奉行鶴殿和泉様御預り佐左衛門、所より願申由被仰付、五月

三日ニ役請被申由ニ而被參候、是ニ付、四郎左衛門より役切手遣し申候。

一麥御年貢相場九斗六升ニ付、五拾八匁ニ被仰付候、六月十日限ニ払付候様ニ被

仰付候、当年大洪水村々為難儀い申候故、六月廿日ノ銀も代ニ過取立払申候。

五月三日 番右衛門様より

一御迎馬拾式疋 内六疋 浦富馬遣ス

六疋 湯村馬

宰領壹人 湯村より

右殿様、来ル十二日ニ御帰城被為成ニ付、御迎馬九日ニ平福へ參着候様ニ被仰付候。

八月十日ニ

☆一御用馬拾疋 内五疋浦留より

## 五疋湯村より

右殿様勝見へ御入湯被為遊、八月十日ニ鳥取ニ参、荷請仕、十一日ニ勝見へ遣候様ニ被仰付参候、十日ニ鳥取ニ参候所ニ、勝見大水ニ付、十三日御越被遊、十二日ニ岩井郡ノ馬勝見へ被遣候由、一日逗留銀追而可被遣由被仰付候  
十三日ニ歸り申候、宰領町浦留ニ申付候所ニ、心得違仕不参、湯村次左衛門相勤歸申候、宰領銀次左衛門へ遣又はづ。

愛宕山ぼうが帳去年被下、村々ニ廻し置、此度取集メ申候 午五月日

一海士参り候 一湯山鳥取へすゞ遣申由 一高江鳥取ニ遣又由

## 三十五匁付申由

四月

一田後村浜舟居場ニ岩ノ根有之、舟すへ場無之迷惑仕候ニ付而、田後村より御船手梶浦五郎兵衛様へ岩根御取捨被下候様ニ御願申候、其後御老中様方御評義ノ上ニて被仰出申由ニて、御郡奉行松井番右衛門様、四月六日ニ田後村へ御越、彼ノ岩根御見分被遊、則在御普請奉行新善左衛門様へ取遣候様ニ被仰付候、然共人夫共ニ入用不残田後村より作廻候様ニ被仰付候、其後田後より又願申候ハ左様ニ御座候ハ、御奉行様ヲ請不申自分ニ取見可申候間、全道具も御借被遊被下候様ニ願書差出し申候へハ、御聞届被遣候、則諸道具御借遣候、五月十六日ニ請取ニ田後村年寄仁三郎遣候。

五月廿二日 甚太夫様より

一御銀持老人湯山村より陸上村迄出し、陸上より八人七人居組村迄出し候様ニ被仰付、陸上村ニ申付遣申候。

五月廿五日

一人帳・奉公人ノ帳奥メ写置候、人帳・奉公人帳ニ我等奥判いたし申候。

五月廿六日甚太夫様・幸介様より御書参候

一米村所平様御役儀御願ニ付、此度御免被遊候由、依之青木甚太夫様・二宮幸助様御兩人、先年所平様役儀之通、御両国惣御吟味役被為仰付、新知式百石ツ、被成下候由、所平御勤請免之通無相違、銘々ニも踏込相勤候様ニ被仰付候。

同日 幸助様より

一熊沢甚五左衛門様、此度御郡奉行被仰付由被仰下候。

六月二日 御同人様より

一小泉藤次郎様、此度御郡奉行被仰付由被仰下候。

五月廿六日 幸助様・番右衛門様より

一高江村小七郎拾老年已前、御両国御追放被為仰付候所ニ而、其後度々御願申上候へ共、御免不被遊候所ニ、此度米村所平様御役御免ニ付、各別之御願被仰付由、就夫御赦免被遊候由被仰渡候、類中へ念入、此段御書面之趣申渡候様ニ被仰下、則申渡候、但州へ迎ニ遣し、小七郎ニも申渡候。

当郡より但馬ニ方郡大水出申候、湯山坂より邑美・法美ノ方痛無御座候

一五月廿八日洪水仕候、大雨大水ニ而所々大分破損、山ぬけなど多ク仕候、岩本村ニ而山ぬけ仕、家数拾五軒山ぬけつづれ申候、内八軒海ニ流レ出申候、依之岩本ニハ追而我等材木願もらい遣候、急い申所ニ書付有り、同村ノ加次兵衛と申者、山ぬけ仕、家共ニ海ニながれ死申候、死骸上り不申候。

一町浦留村平右衛門と申者、廿八日ノ水ニ田地よけニ罷出、しがみ草ニ而ながれ死申候、右兩人書上、宗旨庄屋より参、我等奥判いたし上ケ申候、六月九日

一浜大谷村ニ而平野忠二郎・忠右衛門家式軒半つづれ、岩戸村ニ而志軒同断、あじろニ而三軒半つづれ。

一本浦留村ニ而四軒、田後村ニ而四軒半つづれ申候、牧谷村ニ而六軒、内四軒川ばたながれ申候、陸上村ニ而六軒川端流申候。

一所々山ぬけ仕、田地大分捨り申候、委細破損所帳面別紙有り。

一陸上村塩木苅申山・長谷山道とこう谷、大分山ぬけいたし山道留り申ニ付、陸上より御願申上御聞届被遊、六月十四日ニ石橋石右衛門様・御下奉行老人召連、右とこう谷御普請被遊被遣候、尤人夫を在より出し申候、尤山ぬけ申時分、長谷ノ本谷ニ入申道、田河内越ニ井手ノ谷越ニ参ル道御座候、此道ヲ入申度出掛くがみより願申候へ共、御聞届不被遊候、右とこう谷作り被遣候。

五月廿六日

一御用馬銀貳貫四百目、壹貫貳百目ハ兩浦富拜借仕候 去年六月ニ

壹貫貳百目ハ湯村へ拜借仕候 馬持共拜借仕候

内八百目、当五月廿六日御用場へ払付、則此度ノ証文調直シニ差上、

去年上ケ置候、証文御戻し被成、使湯村年寄平四郎

内四百目ハ兩浦留より払申候、

メテ老貫六百目、来未二八百目、申二八百目返上仕はづ也

一卯暮預り申候、造酒正様御膳米式石、巳ノ春被仰付、不残払申候、田中忠兵衛様御請取手形取置、其後銘々より出し申候手形二引替申筈、わすれいたし、当五月

廿四日二使組頭久二郎二而引替歸り申候、辰ノ暮二預り申証文請取歸り申二付、辰ノ分ハ去巳暮二又払、当春四郎左衛門より銘々手形二引替被申候、是二卯ノ暮

ノ手形被下由、此手形二辰ノ手形と替くれ被申候様二と四郎左衛門方へ辰ノ手形ハ遣し申候、五月廿九日村送りにて卯ノ手形此方へうけ取申候。

六月五日

一此度村々洪水流し申候土手・道・橋・家、其外損所書付、急ニ差出候様二被仰付候、同十五日二帳面上ケ申候、田地畑ノ荒ハ書上ケ不申候。

六月二日

一白あひる御用二付村々吟味仕、若有之候ハ、生鳥二而捕差上候様二被仰付、組頭中ニ申付候へ共、構ノ内ニ白あひる居不申候故、其通御返答申上候。

海そうめん請取申覚

六月七日

同日

同日

一八升 大羽尾村

一三升五合 小羽尾村

一壹斗六升

あしろ村(網代)

同八日

七月三日

一壹斗 陸上村

一壹斗式升 田後村

一壹斗

浜大谷村

合五斗九升五合

外二八升

細川より払御手形、八月十二日ニ請取候、是ハ細川よりすぐニ

鳥取へ持参候、

右海そうめん御台所、河州様御台所御両所ニ払申候、七月十八日使日(白比巻)ひや五郎左

衛門ニ而払申候、右五斗九升五合ヲ三斗ニ払参申候。

右合三斗八升ニ払付、内壹斗五升ハ河州様、代銀三拾目四分番右衛門様より請取申

候、壹升二付八分ツ、十一月廿二日ニうけ取申候。

此度根帳消し申者御断申上、宗旨庄や源蔵より書上ノ帳面差越、我等奥判

いたし申覚

一中村六太夫年四十、十年斗以前江戸へ参不帰二付。

一陸上村徳十郎年三十五、八年已前二江戸へ参、右同断。

一町浦留村八左衛門五十三、平八三十七、鹿蔵三十九、吉左衛門五十六、以上四人十年斗前江戸へ参同断

一同村孫八五十九、李兵衛三十兩人、孫八八四十年以前二江戸へ参不帰二付、李兵衛ハ四年已前ニ参

一同村源四郎五十、十七年已前二江戸へ参不帰  
一岩本村ミヤ五十一、廿年已前鳥取へ参不帰、状通も不仕  
一同村ノ内あじろ三吉四十六、十八年已前二江戸へ参不帰

一同村与左衛門と申者、五年已前但州へ参不帰候  
右之者共、此度根帳消し被下候様ニと奉願候故、奥書判いたし上ケ申候

午六月九日

一 牧谷権現散銭、正徳式辰ノ二月より正徳四午ノ六月四日迄帳面ヲ以相改見申所  
式拾三貫三百廿六匁三分壹厘散銭・奉加銀共二外二金子四切壹兩也

一村々洪水之損シ所ノ帳面、六月十五日ニ御用場へ上ケ申候。

陸上塩鳥取加路入津廻ス通

此方より付ケ遣候写

五月十二日

六月廿一日

六月四日壹艘ツ、

同日

一九十俵

一九十俵

一九十俵

一三十俵

一七十俵

七月廿日

同日

同日

同日

同日

一六十俵

一三十俵

一七十俵

同月廿五日

一三十俵

一七十俵

一三百廿俵

四艘二而積廻し申候。

羽尾塩鳥取積廻ス加路入津通ノ写 此方より付遣ス

六月十五日

六月廿五日

七月五日

一六拾俵

一五十五俵

一貳百三十式俵

九月

一六十式俵

六月十八日

一金銀吹直し、此度慶長ノ古金銀ノ通ニ御吹直し被為仰付候、

則別紙二江戸より御條目二而被為仰渡被成候、御用場へハ御郡奉行様より御條目御廻し被遊、村々ニも相触書物取置申候、尤御條目ノ写有之、以上。

酒御運上銀鏡 委細山田屋半六酒運上弁二懸ケ申儀ハ別紙二

帳面有り、去冬より作り不申酒株差上申候

三十〇<sup>(譜)</sup>

一四百五十目 しかのや仁右衛門 一百五十目炭屋九郎右衛門

外二七十七匁分四り山田や弁 外二廿五匁七分七厘り山田屋弁

合五百廿七匁分四り 合百七拾五匁七分七厘り

内式百六十三匁五分七厘り七月払 内八拾七匁八分五厘り五毛七月払

同式百六十三匁五分七厘り十二月払 同八拾七匁八分五厘り五毛十二月払

くがミ村

一七十五匁 竹田屋多市郎分

外二十式匁八分六厘り山田屋弁

合八拾七匁八分六厘り

内四拾三匁九分三厘り七月払

同四拾三匁九分三厘り十二月払

惣合七百九拾目七分七厘り 下構酒御運上弁共二

内三百九拾五匁三分五厘り五毛七月払 七月五日使町浦留

又兵衛二而払付申候

同三百九拾五匁三分五厘り五毛十二月払 御請取ハ御用多二付重而可

十二月ノ分安二郎より払付御手形参候 被下由被仰候由申候、四郎左衛門

も六日ニ被出、其通被申二付、

又兵衛歸させ申候

酒御運上惣合式貫五拾目

内 壹貫廿五匁 七月払ノはづ

同 壹貫廿五匁 十二月払ノはづ

一 藤沢ノ遊行上人御廻り二付、湯村御茶屋御普請急二

被仰付、為御普請奉行と赤枝与一左衛門様湯村へ被成御座候、

竹木ハ上構へ四郎左衛門より被申付候由。

一 木百束下構より出させ候様ニと四郎左衛門より被申越申付候、

十月十一日夜ル九つ二申付候

一 三十束 わら六わ壹束ニして久四郎組

一 三十五束 同断 安次郎組

一 三十五束 同断 久左衛門組

一 塩老儀、陸上へ申付候、遊行御越二付、七月十九日ニ湯村へ持参申様ニと申付遣候。

一 とつさかのり・かたのり壹升ツ、岩本へ申付候、あじろより出ス筈。

一 大根式百本、町浦留へ申付候、廿二日ニ湯村へ持参候様ニ申付遣候。

一 いもくき四十七本、えだ大豆十本町浦留より出候。

一 遊行上人、七月廿三日ニ岩井湯村へ御泊り、大庄屋徳兵衛・四郎左衛門、宗旨庄

や兵三郎・源蔵、四人上下ニ而湯村ノ上長兵衛河原迄御迎二出申候、御宿々ノ亭

主も湯村ノ辺迄御迎二罷出、御案内仕帰り申候、廿四日宗旨庄や兩人御供仕鳥取

へ参申候、我等共兩人ハ上町ノ下迄御見送りニ罷出申候、廿四日ノ朝御上人へ拝

二罷出<sup>(譜)</sup>十念さづかり申候、尤銀百疋ツ、上ケ申候、御札被下候、委細ハ別紙

帳面有り、鳥取一行寺へ御逗留被成候。

一 御郡奉行松井番右衛門様、七月廿一日湯村へ御越、廿五日ニ御歸り被成候。

此大豆払申事、湯村・浦留ノ馬にて遣又ははづノ所ニ、御蔵奉行様より被仰付候、

時かけ違候儀有之、俄ニ浜大谷村ニ申付、払わせ申候。

岩本御蔵大豆残鳥取へ廻ス覚

一大豆四斗入七俵何斗遣之、鳥取へ廻し候様ニ御蔵より被仰下、懸ケ

違ノ儀有之、浜大谷ノ馬四疋申付遣候。

一 十三匁式分 馬四疋大谷より参候、平九郎・伝九郎・夫四郎・夫右衛門

外二老貫式百五十九匁分九厘り 上構分山田屋弁共二

内六百廿九匁六分四厘り五毛 七月払 右下構壹所二年寄平四郎

払付二参申候

同断 十二月二払候

一 十三匁式分 馬四疋大谷より参候、平九郎・伝九郎・夫四郎・夫右衛門

駄賃壹疋二付三匁三分ツ、

内十匁九分売り 米納升九升壹合御蔵より御渡し、右之者うけ取。

残て壹匁三分九りだちん銀ノ不足

一 壹匁 大豆かん立候由、買払申由、夫右衛門裁許ニ遣候

一 八匁四分 三とまり分大豆払ニ参候時同人遣

三口合拾匁六升九り 則夫右衛門目録出し申故、銀子我等取かへ

夫右衛門へ相渡し申仕、御蔵ノ畑高二懸ケ取立申はづ也

益立伊勢参宮人

一 八重原村徳三郎・甚九郎・平吉、以上三人往来遣又

一 細川忠二郎・彦助・分九郎・善六・市郎兵衛・徳三郎・九兵衛妻・

八三郎・夫右衛門、以上九人往来遣又。

一 高江村七左衛門・多平次・与一兵衛、以上三人。

一 海士村勘介・久五郎・勘左衛門、以上三人。

一 蔵見村平四郎吉人

一 矢谷村権十郎・茂兵衛・平左衛門、以上三人。

一 湯山村平左衛門・分左衛門・安兵衛・善六・十次郎、以上五人。

一 岩本村佐兵衛吉人手形遣し戻ス而請取申候。

一 栗谷村半次郎・助右衛門、以上三人。

一 浜大谷村夫四郎・分七・伝左衛門、以上三人

七月

一 御鷹し(匠)やう衆御越被成、村々ニ而人夫出し候様ニ被仰付候ハ、無相違出し申候

様ニと被仰付候由、四郎左衛門より申聞候故、組頭衆へ申渡置候

七月十九日 幸助様、又ハ番右衛門様・藤二郎様より

一 わせ付帳日切も書付、尤岩本御蔵納りノ高書付、去秋申渡候通、帳面念入仕置、

差上候様被仰付候。

七月廿日 竹内様・野嶋様より

一 高百石 上山分次郎様旧知御戻し被遣候、畑高物成米も前之通此方ノ控直し候様

ニと被仰付候。

同日

一 白地村団友右衛門様、旧地御戻し被遣候、高三十三石六斗五升五厘

畑高物成丑ノ年被召上候通御戻し被遣由被仰付候。

七月廿日

一 田後村船宿之儀、只今迄勘太郎へ被仰付相勤い候へ共、当春より勘三郎へ村庄や

申付候二付、舟宿ハ市郎右衛門二十兵衛様より可被仰付由被仰下候故、七月廿日

二市郎右衛門呼寄、此方ニ而舟宿ノ儀申渡候。

七月廿日幸介様御兩人様より

一 早稲付帳面去秋被仰渡通、人別帳仕立、尤御蔵入岩本御蔵払・鳥取払ノ様子書わ

け、帳面差上候様ニ被仰付候。

七月十七日

一 陸上村庄や次介義、去年ひる木札入有之候儀、舟板陸上より札なしニ願申二付、

式割増(陸上)がミヘ□遣□□外へ売申由、入江十兵衛様より御閉被成候、且又当

春御用材木諸寄より鳥取へ廻ルはづ、浦々ノ舟被仰付候所ニ陸上舟不参、其上鳥

取へ御断も不申由、梶浦五郎兵衛様より御とがめ、右二品ノ御とがめ二付、七月

十七日陸上庄や次介へ手錠、入江十兵衛様へ御呼おろし、尤閉門被仰付候、此方

よりも組頭久四郎遣候、御郡様へ前廉ニ右之通十兵衛様より御断御付届被仰遣候、

庄や役も御かへ被下候様ニ被仰遣候由、御郡様より被仰聞候、右陸上村庄屋跡

役中嶋村権九郎ニ被仰付候、七月廿二日ニ申渡候。

一 二宮幸助様、当郡荒所御普請所為御見分、七月廿五日ニ御越被遊、湯村ニ而番右

衛門様と御壹所ニ其日蒲生迄御越、湯村へ御帰り、廿六日ニ灘手御見分被成、す

ぐニ摩尼寺へ殿様御成り二付、御見分ニ御上り被成、鳥取へ御帰り被遊候。

七月廿七日

一 八重原村伊兵衛と申者、当春より御家中へ奉公仕い申由、此度造酒様御小人罷出

度由、聞届指紙奥判いたし遣申候、組頭久右衛門より断二付。

一人足荷物ノ御制札此度式分増、宿賃・人馬賃共此度式分増、右之御制札建替り、

七月廿二日岩本・浦留御制札場ニ参申候。

七月廿九日 幸介様・番右衛門様・藤二郎様より

一 早稲替し米堅ク不仕様ニと、又ハ御支配切手鳥取御蔵へ払申儀御法度ノ旨、又ハ

御給所へ早米より去年ノ平し帳ノ通払わせ候様ニ被仰付候御書参候。

同日 御同人様方より

一 当年洪水田畑流場所改之義念入申付、帳面近日ノ内ニ差出候様ニ被仰下候。

同日同断

一京都下鴨神主小泉左内殿、御公儀御免ニ而去年国々奉加二廻り被申候、此度又廻り被申度願被申候処、御聞届不成候、然共、達而御願二付、相对ニ奉加御免被遊候、依之在役人共取持申ニ不及由被仰下候。

八月朔日

一牧谷権現建立ノ松木不足二付、松五本七山ニテ願申候、御聞届被遊、八月朔日ニ高田善兵衛殿御越御伐せ被成申候、我等又ハ宗旨庄や源蔵奥書いたし上ケ申候。同月二日

一中嶋源七様、御借米・牛銀判形御見届御廻り、八月朔日湯村構御取、同二日此方より下構不残判形御見届、同三日ニ御歸り被成候、法美より御越被成候。

八月二日

一三番早稲帳面、八月三日差上申候、取立申日限ハ八月十日限ニ帳面上ケ申候、四郎左衛門分帳も此方へ頼越被申二付、老所ニ上ケ申候。

八月三日

一当郡五月廿八日ノ洪水、谷々河筋大分ノ荒流故、御普請奉行新善左衛門様計ニ而ハ、迎も聞ニあい申間敷由ニテ、為加御奉行田上源四郎様御家内共ニ、外ニ御新田方ノ下奉行安大夫殿老人被仰付、八月四日ニ当郡へ御越被成候、依之御丁場三ヶ所ニ而御普請被成候。

一五月廿八日ノ洪水ニ、大分村々御田地流候、家屋敷もなされ申候、岩本村ハ家数十五軒山ぬけつづれ、内七軒海ニなされ申候、依之我等奉願候へハ、御立山ニ而被遊候、此書付之通被遊候、残り人夫其所々ニ而出し申候、御郡様御書外ニ有之。

八月八日

一桐壺本蒲生庄や夫左衛門より買くれ銀式刃ノ由、則蒲生村八左衛門へ相渡し申候。一荒尾周防様、八月五日ニ岩井へ御入湯被遊候、我等も十日ニ御見廻ニ伺言仕候。

一八月八日ノ夜大風雨仕候。

一田後村十三間ノ帆柱老間御おれ

一楨千割十八本 柱老羽

右もらい申候。

八月九日

一八月八日ノ晩夜中、大風雨にし風夥敷、依之大船破損、本浦留村灘ニめげ舟打上ケ、尤死人三人八月九日ニ上り申候、積荷ハ楨角材、後ニ又死骸老人上り申候、九日ニ梶浦五郎兵衛様へ右之通御注進申上候、尤我等名代ニ組頭安二郎九日ニ遣し申候、我等も十日ニ浦留ニ罷出申候、二見清兵衛様八月十一日ニ御越被成候、同廿二日ニ鳥取へ御歸り被成候、其後大坂より荷主ノ手代兩人参、積荷不残御渡し被遊候、我等ハ得不罷出、組頭安二郎名代ニ遣し申候、委細安二郎帳面有之候、此方も有之候、手代大鹿や三郎兵衛・天王寺や彦六兩人参候、積荷ハ南部大膳亮様ノ御材木之由。

八月十五日

①一浜大谷村水御奉行、八月五日迄被相勤、役切手相渡し申候。八月十日之

一鶏引尾六百本被仰付、上下半分ツ、申付候  
同丸尾四千本

右下構ニ割符覚

引尾百十本 丸尾七百本 安二郎  
引尾百十本 丸尾七百本 久左衛門  
引尾八拾本 丸尾六百本 久四郎  
合引尾三百本、内百五十本集払付候、九月十日ニ私持参  
丸尾式千本、内九百本集払付候、同日

一御普請奉行新善左衛門様、八月十二日より岩本御蔵ノつくろいニ御廻り被成候、(雜事)ぞうじ亥年之通岩本よりまかない候様申付候。

八月十三日

一竹三束内式束五十本詰 一わら三尺縄廿束 一土佐縄五束  
老束式十本詰

右、新善左衛門様より御蔵御普請所へ出し候様ニ被仰付候、竹ハ上構へ被仰遊候、わら・縄此方構申付候、下構ニハ竹無之候、断いたし候、

一わら廿束 内十束 安二郎組

一十束 久四郎組

一土佐縄五束内式束 安二郎

同式束 久左衛門



右之通申付候。  
同壹本 久四郎

八月十九日

一又繩五束被仰付、内式束安二郎、式束久左衛門、壹束久四郎へ申付候。

八月廿四日

一御用馬拾疋内五疋 湯村 八月廿五日二鳥取へ参、荷請

五疋 浦留 仕、廿六日二吉岡迄参申候、

右、老州様吉岡へ八月廿七日二御越被為成被仰付被成申候、

さいりやう町浦留より遣申候。

☆

一御用馬五疋内三疋兩浦留 九月四日二勝見へ参着、五日二

式疋 湯村 御荷持付、鳥取迄歸り候

右、殿様勝見湯村より御揚湯、九月五日二御帰被為遊候二被仰付候、

さいりやう浦留より遣申候。

九月朔日

一御用馬八疋内四疋 湯村 九月十日二吉岡へ参着、十一日

四疋 浦留 御揚湯被為成候、御荷物鳥取へ参申候、

右ハ殿様吉岡より九月十一日二御揚湯被遊御用二被仰付候、

宰領ハ湯村よりさし遣申候。

一御用馬拾疋内六疋 湯村 十一月十一日二鳥取へ参、十二日ノ

六疋 浦留 御用勤岩井ニ参候

右ハ殿様岩井へ御入湯被為遊候御用二被仰付候。

一同 拾疋内六疋 浦留 十二月十七日鳥取へ参ル、御帰（虫類）

四疋 湯村

右ハ殿様岩井より御揚湯被為成候。

九月三日

一五刃一升五り 東原市之進様より浜切ノしいら調くれ候様二被仰下、銀子持せ被

下候、網代村ニ而買調、庄や次左衛門御売上ケ共ニもたせ進之申候。

九月

一湯山村坂御免札三枚例年之通願書置申候。

一（紙）小がミ四しめ 鳥取福松屋喜兵衛より参候

内壹しめ三束 久四郎二渡ス

同壹しめ三束 久左衛門二渡ス

同壹しめ四束 安二郎二渡ス

内四束 同月浦留村へ被参候時、安二郎へ相渡ス

同五束同人へ渡ス、同壹束南田二渡ス、同壹束安二郎二渡ス九月朔日

同壹束岩本へ渡ス九月二日 同壹束九月十一日二渡ス

同壹束安二郎へ相渡ス、同壹束相渡ス。

九月七日

一わら百しめ三尺なわ 内 わら五十しめ

繩壹束 安二郎組

一繩式束 土佐尋 わら五十しめ 久四郎組

繩壹束 久左衛門組

右ハ町浦留御番所御普請御入用二被仰付候、新善左衛門様より被仰下割符申候。

一岩本御蔵横目石野仁左衛門様、九月七日二御越被成候。

一平野ノ前（飯）かり橋、当夏ノ水二流申二付、御願申上、此度土橋二被成被下候、御郡

様へ御願申上埒明申候、八月末二新善左衛門様御かけ被成候。

九月十日

一松木拾本 目通壹尺廻り

右ハ私家古柱ヲ以、長三間横式間ニ仕度奉存候、猶又右之松木内林ニ而伐り申度

奉存候、宜様二被仰上、御埒明被遣可被下候、以上。

正徳四年 浜大谷村 儀兵衛

午九月日 庄屋 久四郎

大庄屋 徳兵衛殿

前書之通承届ニ而申上候、願之通被仰付可被下候、以上。

岩井郡大庄屋 徳兵衛

午九月十日

小泉藤次郎様

右藤次郎様御裏書、高田善兵衛殿当被成被下、埒明申候。

一初野八兵衛様へ蔵見村二而新地御百姓付被為仰付候由被仰渡候、当年御物成造酒正様より被為遣候由、来年物成納候様二と被仰付候、尤百姓付申候高。

九月十三日 番右衛門様・藤次郎様より

一湯山庭間二あい百枚急ニ打置ノ分、明十五日迄御用場へ指出候様二と被仰付候、不足ノ分ハ打次第二もたせ越候様二被仰付候、吟味仕候所ニ五枚有之、九月十五日ニ差上申候、其後御請取手形改見申候へハ、九十九枚払手形有之、則庄や善十郎請取手かたいたさせ御用場ニうけ取ニ遣申候、十二月五日ノ限。

九月十七日

一蔵見村平次兵衛と申者、吉州様新御小人ニ罷出、庄や請帳ニ奥書いたし遣申候。

一九月七日、二宮幸介様・松井番右衛門様・小泉藤次郎様、并野嶋利藤次様・長沢分之丞様・岡本平介様・小村彦六様・人見佐源二様・弥平次様、外ニ安田太源二様・御下奉行善兵衛殿・安大夫殿・十郎兵衛殿・角兵衛殿、当郡荒改ニ御越被遊、改様悪敷、湯村作人甚六入籠被仰付候、町浦留鹿野や仁右衛門手錠閉門被仰付候、廿二日ニ鳥取ニ御帰り被遊候、御郡中荒改直し被仰付改直シ、又十月八日ニ幸介様・番右衛門様・甚五左衛門様、其外御下役様方改ニ御出ニ被成候、同十二日ニ鳥取へ御帰り被遊候、町浦留仁右衛門儀、重罪ニ候へ共、文照院様御法事大赦ニ付、十四日ニ御赦免被遊候。

九月廿五日 御書ハ湯村へ遣申候

一牛銀取立、十月十五日限ニ被仰付候、尤米立之直段九斗六升二付、百三十五匁ニ被仰付候、追而平シ直段例之通被仰付候はづ、十一月廿日ニ御定、平シ直段百三拾七匁三分ニ被仰付候。

一岩本村御年貢米、舟ニ而鳥取へ廻し申候、加路入津之通御郡様江願申上、九月廿八日ニ請取申候、御年貢払済候時分返上仕はづ。

一造酒正様御膳米三石、粃ニ而残し申様ニ被仰付候、御指紙ハ四郎左衛門預りい申候。

内壱石五斗 上構預り申候

同壱石五斗 下構預り申候

一岩本御蔵普請衆、薪木・割木小たば式束ツ、

十月七日より下構ニ而出申候、十月七日浜大谷、八日岩本、

九日町浦留、十日本浦留、十一日牧谷、十二日小羽尾、十三日大羽尾、十四日陸上

右之通申付候

十月六日迄ハ上構より出し被申候、又十五日より上構出し候様ニ、湯村四郎左衛門へ申遣候。

一本庄村御年貢、舟ニ而廻り申通ニ、私より請取改通ニ書載申様ニと四郎左衛門より頼被越候ニ付而、此方より通ニ書載遣申候。

一六拾九匁、十月七日通ニ書載遣申候。

牛銀請取覚

午十月十三日

三分不足也

一壱貫拾貳匁

湯山村より請取

同十三日

一八百十六匁九分

左近村より

一貳百六十九匁三分

久志羅村

同百五匁四分此方より借ス

同日

合九百廿貳匁三分左近村牛銀ニ立ル

一三百八十匁五分

南田村

同十四日

同日

一壱貫六百八拾八匁四分

細川村

一八百四拾五匁

蔵見村

同日使中村七兵衛ニ而以上兩度

同日

一九拾九匁三分

久志羅村

一貳百拾九匁五分

中村

同日

同日

一一百三拾貳匁三分

海士村

一四拾七匁六分

矢谷村

同日

同日

一貳貫三拾壱匁七分

町浦留

一貳貫四百十九匁五分

町浦留村

同日 吉兵衛より請取

十五日 以上兩度

十月十五日

一一百廿七匁七分

浜大谷使平

一五百式匁四分

本浦留村

同日 以上兩度ニ

中村

本浦留分

一一百拾壱匁七分

中村

本浦留分

合九貫拾壱匁

中村

本浦留分

□右衛門より入

十五日

一 四百八十三匁 陸上村

同日

一 六百廿七匁七分 栗谷村

同日 使十右衛門二而入、以上兩度

一 四十八匁五分 蔵見村

合拾貫百七拾目式分 内三十六匁六分 栗谷村立過

メテ拾貫百三十三匁六分村々ノ立銀也

外二百六十八匁九分 自分より銀立ル

合拾貫五百式匁五分払付申候。

一 牛銀拾貫五百式匁五分 十月十六日御用場ニ払付申候

牛銀元り拾六貫五百六拾目

内拾貫五百式匁五分右之払引

メテ六貫五拾七匁五分 此分米立相場百三十五匁かへ

此米四拾三石七升五合 此手形指上春上ケ置申候、牛銀ノ証文御戻し被下請

取申候、当年悪作ニ付、此米立ノ分も当月晦日限ニ

銀子払候ハ、御うけ取可被下由被仰渡候。

一新井村徳兵衛と申者、太田権左衛門様ノ御道具持奉公ニ有付申候、請人同村分次

郎と申者立、請状判形見届進之申候、御用場岡本平介様より御頼ニ付。

十月五日ノ状

一文照院様御法事ニ付、十月十二日より同十四日迄村々獵師ノ外殺生停止ニ被仰付

村々ニ申渡候。

新御小人ニ罷出候覚、奥書仕候、此より前も有之

造酒様へ

壹州様へ 平野次兵衛子

一 浜大谷村 平五郎

造酒正様

一同村 平助

造酒正様御小人

一同村 源三郎 新

造酒正様

一 蔵見村 権左衛門

御表様奥書ノ当宮本作左衛門様 御表様奥書ニ当宮本作左衛門様十月晦日

一 左近村 安右衛門 一 蔵見村 平兵衛

造酒正様浜崎七右衛門様当 造酒正様 甚兵衛子

一 高江村 善兵衛 一 浜大谷村 次介

十月十五日

一 御舟手梶浦五郎兵衛様より鯛口錢ノ儀ニ付被仰出之儀有之、則入江十兵衛様御構

ノ分ニ申渡候様ニと入江十兵衛様より被仰付候故、大谷より陸上迄ニ申渡、判形

差おき申候、又其後十一月二日ニ御書出し、入江十兵衛様より参判形取置申候。

十月十九日 御三人様より

一 御年貢大豆、高二四分懸りニ払候様ニと被仰付候、尤別帳新聞ノ御蔵畑高二も四

分懸り払申候。

同廿二日

一人夫四十人ツ、十月廿三日より白地村迄出候様ニと、新善左衛門様より被仰下、

割符申候、十五人安二郎組、十五人久左衛門組、十人久四郎組、合四十人、此通

ニ申付候。

一 平シ御帳十月晦日ニ参申候、朔日ニ湯村へ遣候。

一 町浦留村鹿野や仁右衛門、近年手前不勝手ニ付、酒作り申儀、得不仕と願申ニ付、

十一月二日佐藤多加平様迄願差上申候。

一 御新田方安太夫殿、陸上村御普請ニ、十一月三日ニ御越被成候、

くい木七百本被仰付候、長五尺八、九寸廻り

三百五十本 久四郎組

内 百三十本 安二郎組

式百廿本 久左衛門組

十一月三日

人夫五拾人ツ、十一月四日より陸上村へ出候様ニと安太夫殿より被仰付候、

内 十八人 安二郎組 此通ニ被仰付候故、

十八人 久左衛門組 白地村へ出人ハ御断

十四人 久四郎組 申進候

右之通二申付候。

十一月三日松井様・小泉様より

一河州様御塩手御入米式石八斗八升御預り被遊候、御勘定所小栗安兵衛様より御差紙参、請取申候、私預り手形指上申候、塩川采助様当二上ケ申候。

十一月十四日二参候

一拾石 預り証文も板野甚兵衛様当二上ケ申候、

塩ハ板野甚兵衛様指凶之通二払候様二被仰付候

右は造酒正様御塩手御入米、小栗安兵衛様へ差越参申候、我等預り手形、板野甚兵衛様当仕上ケ申候。

一殿様十一月十二日岩井へ御入湯被為遊候、御郡奉行小泉藤次郎様・御下役岡本平助様御越、御作廻被成候、大庄や湯村四郎左衛門・同浜大谷徳兵衛・宗旨庄や湯村平二郎・新井村源蔵・御茶屋守平兵衛以上五人、御郡奉行様之御供候、御迎二仕、御湯湯之時分御見立二罷出候。

一十一月五日ノ朝、夜ノ内八つ半時二、久松村庄兵衛家、出火焼失申候、我等早速罷越、遂吟味候処二庄兵衛家ノは<sup>(灰)</sup>い部屋・本家ノ西ノ小口ニさしかけて有之所ニ、此は<sup>(灰)</sup>いより出火仕候二付、手あやまちニ紛無之候、此通口上書取、庄や・年寄奥書二て又我等奥書仕、松井番右衛門様・小泉藤次郎様当二御断申上候、又年寄善四郎委細別紙二指上申候控有之候、尤右庄<sup>(兵衛)</sup>左衛門手誤二候へ共、前々火本念入候様二と被仰付所二出火二付追込、庄やへ預ケ置、其段も御断り申候、同九日二御免被遊候。

十一月四日

一鶴殿和泉様・同刑部様へ御知行所、浦留村今年水損二付、不足仕候二付、他村二而払わせ候様二と被仰付候、塩見谷村々二申付候。

十一月八日

一栗谷村長楽寺住持、当夏病死被致、依之無住二付、此度鳥取本寺天徳寺弟子積山と申僧居申度と願申候、聞届申候。

十一月十一日

一御入湯二付、岩井郡中二而鉄砲打候事停止被仰付、所々ニ高札立申候、問宮小市郎様御越、村々庄や中誓状被仰付候、尤私書物も仕上ケ申候。

十一月十四日

一御支配切手払付、来ル廿日限二払付候様二被仰付候、右之日限より過申候へハ、御請込可被成由被仰付候。

十一月十四日夜ル五つ、松井様より

一十一月十六日二鳥取より御国御追放ノ者、村送り二て陸上境迄参候間、村々より人夫四人ヅ、出向相待候様二被仰付申渡候。

一遊行上人御廻ノ節、浦留より御伝馬参候、駄賃

御渡し可被遣由、御定ノ駄賃銀、請取手形、御銀奉行

寺<sup>(金)</sup>□□右衛門当二調候へハ、銀子請取二指越候様二被仰付候

御塩手御入米之覚 陸上村分

一九石 塩百五拾俵

御用入米

一拾石 塩百六十六俵式斗

同断 造酒正様分

一式石十八升塩四拾八俵

同断 河州様分

一拾式石式斗六升塩式百四俵壹斗三合 在御用場御入米

一九石壹斗八升 塩百五斗三俵 青木甚太夫様 拾石内小羽尾と借申候

一四斗八升 塩八俵 小栗安兵衛様未ノ正月十日

一四斗八升 塩八俵 是ハ浜大谷久四郎指引渡又

一四斗八升 塩八俵 小泉藤次郎様分右同断

米合四拾四石式斗八升 陸上村御勘定米立遣相渡申候

此塩 七百三拾八俵也

同入二渡又

小羽尾村分

一式石式斗六升

小羽尾村御勘定立遣申候

内八斗式升 塩拾三俵 式斗七合 都合百六十六俵 式斗七合也

同九斗六升 塩拾六俵 青木甚太夫様分也

同四斗八升 塩八俵 森官右衛門様分也

塩合三百七拾式俵七合 建部作左衛門様分也

十一月十六日 松井様より

十一月十六日 松井様より

一 殿様御入湯二付、那須市郎兵衛殿十一月十七日二浜大谷村沢迄御越候、大谷迄御  
小人衆荷物被参候へハ、大谷よりハ荷物村々より出し候へハ、追而日用賃銀可被  
下由、被仰付候。

十一月廿一日

一 土佐繩合拾束五わ

年中出し申分

新善左衛門様手形

十一月廿八日

一 大羽尾村江鶴殿大隅様より御塩手借り申証文写我等二見届置候様ニ、小泉弥平太  
様より被仰付候、

米拾石八升 借り

塩百六十八俵

一 二宮幸介様・松井番右衛門様、村々御追放人之儀、十一月廿九日二当郡二御越被  
遊、十二月二日二鳥取へ御歸り被遊候、竹内林二郎様・秋山半内様ハ十一月廿五  
日より御越被成候、下構御追放人牧谷村二而十八人、町浦留村四十三人、本浦留  
村二て式人、岩本村十四人、浜大谷七人、細川村九人、海士村三人、右家主合百  
式人 内耆人当夏洪水ノ時分、水ニ流死申候、町浦留平右衛門残テ百耆人十一月  
晦日二御国御追放被仰付候、右之内岩本村才二郎幼少者故、村追放ニ仕候様ニ被  
仰付、十二月四日追立候、同耆人久松村長介病人故、調次第二御国追放被仰付は  
づ候。

一 悪米之願、別紙ニ帳面有之。

十二月

一 浜大谷村より出百姓、百光寺村兵左衛門、当春新百姓ニ供用共仕、罷出候所ニ此  
度払方可仕様無之、奉公仕候らひて不叶首尾ニ罷成、御願申上候へハ、御米式石  
御かし被遊候、明ル未申酉三月二本米返上ノ約束。

十二月九日 四郎左衛門より御書越被申候、溝口様・熊沢様より

一 鷹御用二付、捕次第二在御用場へ指上候様ニ被仰付候、尤熊鷹ノ類ニても取次  
第二指上候様ニ被仰付候、組頭中迄申渡候。

同日 佐藤多賀平様より

一 酒御運上銀、来ル廿日切、在御用場へ払付候様ニ被仰付候。

一 上構御所務不埒二付、幸介様・番右衛門様・御下役様方四人、十二月廿日二湯村

へ御越被遊、段々被遂御吟味候所ニ、上構ニ而式百六十石余四郎左衛門不足被致  
候故、四郎左衛門ニハ閉門被仰付候、尤手錠御おろし被成候、組頭高住村七右衛  
門・長郷村平太夫・湯村与八郎・馬場村宇平四人ハ入籠被仰付候、四郎左衛門跡  
役高山十四郎へ被仰付候、組頭岩常村彦七・黒谷村茂兵衛・高山村彦太夫・湯村  
新兵衛ニ被仰付候、十二月廿二日二鳥取へ御歸り被成候。

岩本御蔵かざり物

一 ミさい木 六拾六本

一 葉付竹四十五束

一 いづりは

一 繩耆束

小たぐり

右之通上構高山村十四郎構より出ス

一 門松廿式本 内

八本 浜大谷村

式本 小羽尾村

外ニ式本よけい遣候

六本 牧谷村

式本 大羽尾村

三本 町浦留村

三本 本浦留村

一 うら白

一 ミのぐミかざり

岩本

此両品陸上より出ス

例之通也

一大根十三本

外ニ七本よけいニ

合廿本申付候

右之通下構 浜大谷村徳兵衛構より出ス

松井番右衛門様へ岩井ニ而御調被成候さかな代

一 中しいら耆本代式匆三分

一 小鯛七枚代耆匆四分五分

一 はまくり廿代耆匆式分

代銀合四匆九分五分

右代銀儘ニ請取相済申上候、以上。

(網代) あじろ

次左衛門

作右衛門

午ノ八月日 大庄や

徳兵衛殿

奉願立山之覚

一私当御年貢米大分不足仕候故、自分林向加谷と申所、長四十間・横三十間之場所、鳥取立川町与介と申者二壳申候立木、おとろ薪二而御座候、此段御上へ被仰上ケ、御埒明被為遣候様ニ御願上ケ奉頼上候、以上。

正徳四年十二月廿七日

左近村売主 兵右衛門

年寄 伊平次

庄や 甚右衛門

海士村 久左衛門

大庄や 徳兵衛殿

前書之通槌ニ承届上候、願之通被仰付可被下候、以上。

岩井郡大庄や徳兵衛

松井番右衛門様

小泉藤次郎様

表書之通存届候、以上。

未正月廿日

小泉藤次郎

高田善兵衛殿

一私当御年貢米不足仕候付、自分おとろ林船谷と申所にて長三十五間・横廿三間立木斗、川原町塩屋善九郎へ壳、御年貢ニ相立申約束仕候、此段宜様ニ被仰上御埒明被成可被下候、以上。

正徳四年十二月日

八重原村売主 久六

年寄 平右衛門

同 次兵衛

庄や 清兵衛

組頭 久左衛門

大庄や 徳兵衛殿

前書之通槌ニ為届上候、願之通被仰付可被下候、以上。

岩井郡大庄や徳兵衛

松井番右衛門様

小泉藤次郎様

小泉藤次郎

表書之通存届候、以上。

未ノ正月廿日

高田善兵衛殿

右之立山之願埒明、御裏書取、両村へ相渡し申候

未正月廿七日

正徳四年年

正徳五年一〜七月

(表紙)

「正徳五年

馬銀五月限払付ノ事  
酒運上銀兩度ノ節季ニ払事

日記

徳兵衛正幸

乙未正月吉日

御家老中 在御吟味役

荒尾志摩様 青木甚太夫様 在番

鶴殿大隅様 同断 本<sup>(元總)</sup>役共ニ御勤被成候へ共、

乾安房様 二宮幸助様 本<sup>(元總)</sup>番 七月より御免、本役在方

荒尾周防様 御郡奉行 計御勤被遊候

溝口軍右衛門様 因幡

松井番右衛門様 伯耆

熊沢甚左衛門様 同

小泉藤次郎様 因幡

御勘定場并御吟味役共ニ 在御普請奉行 御下奉行

小栗安兵衛様 円城寺半平様 安大夫

七月より本<sup>(元總)</sup>役共ニ御勤被成候 久太兵衛

岡嶋六左衛門様 忠兵衛

米村彦十郎様 三郎左衛門

岩本御蔵横目

石野仁左衛門様去午ノ秋より当六月迄御勤被成候

御蔵奉行

河崎権大夫様

一 正月七日ニ鳥取江御勘定ニ罷出、同廿二日ニ歸り申候、正月七日より十日迄ハ福松やへい申候、米子御侍衆ノ御宿被仰付候由、十日ノ晩より廿二日迄知頭海道紙屋吉兵衛所ニい申候、廿二日ニ紙やノ分ハ宿不残払済、歸り申候、当分覚帳ニ有り。

大殿様勝見江御入湯、正月廿五日ニ鳥取へ參、廿六日勝見迄參申候

一 御用馬拾疋内 五疋 浦留

五疋 湯村

一 宰領湯村次左衛門遣候、六匁十四郎より渡ス。

正月廿八日

一 池田筑前様御隠居被仰付、御養子隼之助様御儀、此度御連子ニ被為成、上々様御

一 同事ニ被仰付候間、村々ニも申渡候様ニと被仰付候

一 上構不足米之儀ニ罷出申候、春泊り宿払ハ自分覚帳ニ有り相渡申候

一 正月廿九日ニ出、同晦日ニ 歸り申候、紙屋吉兵衛所ニ泊り申候

一 上構不埒米ニ付

一 二月八日ニ罷出、九日ニ歸り申候、八日ノ晩ハ吉兵衛ニ而給申候、九日ノ朝ハふ

く松やニ而給申候、家来共ニ開作不埒ニ付

一 同十九日ニ出、廿日ニ歸り申候、福松やへ泊り 壹泊り

一 新百姓牛銀かり米請取ニ

一 同三月十六日ニ罷出、十九日ニ歸り申候、福松や 三泊り

一 麦代払付其外御用ニ

一 六月十一日ニ出、十二日十三日ニ浜坂迄歸ル、福松やへ貳泊り、尤十二日ニ紙屋

ニ而昼食たへ申候。

一 同十八日ニ歸りニ罷出申候、宿ニハ寄り不申候、中嶋よりしたく仕歸申候

一 目録持參申候

一 十月十五日ニ出、十七日ニ歸り申候 貳泊り

一 被仰渡有之由

一 同廿一日ニ出、同廿二日ニ歸り申候 壹泊り

一 湯山ノ願ニ五郎兵衛へ

一 同十一月十八日ニ出、同十九日ニ歸候 壹泊り

一 同十二月十四日ニ出、日歸り

## つじ新御詠覚

一 式拾貫目 溝口軍右衛門様

一 拾五貫目

御同人様

一 五貫目 御同人様

一 式拾貫目

御同人様

一 拾五貫目 御同人様

一 式拾五貫目

御同人様

是ハ後ニ又被仰下候

一 拾貫目 御同人様

一 式はね田後へ松井番右衛門様

溝口様分合十疋はね田後へ松井様より御頼

一 三はね田後へ 米村勘右衛門様

一 六はね

米村所左衛門様

一 三拾貫目 森官右衛門様

一 三はね半

二宮幸助様田後へ

内借百四拾八匁請取申候

一 三はね半

二宮幸助様田後へ

一 式はね半 米村四郎次様

一 壹はね

荒木孫左衛門様

一 三はね 岡嶋六左衛門様

一 七貫目

有沢与助様

一 六貫目 北村彦二郎様

一 七貫目

有沢与助様

右之通被仰付候へ共、当年ハつじ獵不通ニ無之故御断申、少々ツ、調進上仕候、

自分覚帳ニ委有之候

正月

一 入江十兵衛様より異国ノ者と申合、抜荷不仕候様ニと御高札建申候写ヲ被成下候、

村々判形取越様ニと被仰付、浜大谷より陸上村迄庄や衆ノ判形取、十兵衛様へ

進上申候。

一 正月十五日湯山灘より長式間半・どう中壱尺五寸・廻りうろこ有之魚上り申候、

岩戸村ノ者ひろい申二付、梶浦五郎兵衛様御用場ニも御断申候、追而ひろい申者

へ被遣候、皮ははぎ、御上へ指上ケ申候

一 円城寺半平様より二月十六日より廿日役出人六拾人ツ、町浦留御普請所へ無不

足出候様ニと被仰付候

一 十四人 浜大谷村久四郎組

一 十三人 細川村安次郎組

一 十七人 海土村久左衛門組

合四十四人右之通ニ仰付候。

## 奉願覚

一 私御年貢米不足仕候二付、二月分林口木戸と申所雜木林内廻り壱尺五寸廻り廿五

本売申度奉存候、御聞届被為加被下様ニ宜様仰上可被下候、以上。

正徳五年未二月朔日

久羅村売主 甚右衛門

年寄 三郎右衛門

庄屋 善兵衛

大庄屋 徳兵衛殿

大庄屋 徳兵衛

前書之通承届候間上候、以上

溝口軍右衛門様

小泉藤次郎様

右之通聞届候、以上

未ノ二月八日

高田善兵衛殿

奉願覚

一 私年貢米不足仕候二付而、自分林あからい谷と申所、おとろ林長三十五間・横廿

三間之間、立木計売申度奉存候、御聞届為成被下候様ニ宜被仰上可被下候様、以

上。

正徳五年未ノ二月朔日

久志羅村売主 平八

年寄 三郎右衛門

庄屋 善兵衛

大庄屋 徳兵衛殿

大庄屋 徳兵衛

前書之通承届候旨申上候、以上。

溝口軍右衛門様

小泉藤次郎様

大庄屋 徳兵衛殿

大庄屋 徳兵衛

前書之通承届候旨申上候、以上。

溝口軍右衛門様

小泉藤次郎様

大庄屋 徳兵衛殿

大庄屋 徳兵衛

前書之通承届候旨申上候、以上。

溝口軍右衛門様

小泉藤次郎様

大庄屋 徳兵衛殿

大庄屋 徳兵衛

前書之通承届候旨申上候、以上。

溝口軍右衛門様

小泉藤次郎様

大庄屋 徳兵衛殿

大庄屋 徳兵衛



右之通聞届候、以上。

未ノ二月八日

溝口軍右衛門

高田善兵衛殿

一御小人細川村市二郎引込、替りニ喜四郎入申候、造酒正様方浜崎七左衛門殿へ奥書仕遣候。

二月廿三日

二月

一湯山村金平と申者、上尻栄庵様へ奉公任い申、請人ニ同村次右衛門と申者立申ニ付、請状見届差越候様ニと小泉藤次郎様より被仰下、呼寄判本見届上ケ申候。

一去年海そうめん代渡し申書物

二月廿一日

一御用馬五疋内 三疋 浦留

式疋 湯村

大殿様勝見より御湯湯被為遊、二月廿一日ニ勝見へ参着、廿三日ニ御供仕帰り申候、さいりやう浦留より遣候

宰領銀六匁 本浦留清次郎ニ借し申候。

二月廿九日

一青木甚太夫様・竹内林次郎様・北村彦兵衛様、二月廿七日ニ法美郡より当郡へ御越被遊、廿八日ニ私宅へ御泊り被遊候、去冬御追放ニあい申者、又歩ノ小人請い申者、又ハ去冬之奉公人ニ罷出絶人高二志損通り米被遣、開作仕候様ニと被仰付候、廿九日ニ鳥取へ御帰り被遊候。

三月二日

一岩戸村儀右衛門・彦右衛門・長三郎女以上三人、讃州金比羅へ参詣仕度由願申ニ付、則国往来手形遣申候。

三月二日

一千石馬老疋買申候、但馬村岡より引参候、次右衛門四人

代

同月

一細川村庄や彦右衛門、当春村ノ者六人、開作不仕追放ニあい申候、不作廻ゆへと被仰、御役儀御取上ケ、跡役庄や義右衛門ニ被仰付候。

同

一町浦留村庄や五左衛門不作廻ニ付、同断御かへ、跡役鹿野や仁右衛門ニ被仰付候、尤仁右衛門儀録有之もの之儀故、諸事御用向ノ儀大庄屋より直ニ申付候様ニと被仰付候、組頭之格ニ被仰付候。

御かし米未三月十二日、廿五日、四月廿二日三步ニ相渡申候

御借米半銀請取申覚

三月四日使久四郎

一六百八拾石

徳兵衛

十四郎

両人手形上り

同日同人

一拾貳貫目 下構徳兵衛手形ニ而請取申候、此日上構ニも拾五貫目

被仰付被申候

右御かし米・牛銀借り請帳、別紙帳面有之候  
御かし米九百石余

牛銀七十四貫目請取申候

去年悪作ニ付、右之通り請取申候

佐十郎・喜兵衛・次兵衛

岩本へ毎年参候わかさ獵師当年此通参候。

三月廿四日

一三百目

右八村之日用役為賃銀御渡し被遊、慥ニ請取申候。重而日用人別之以通ヲ指引可致候、為其如此ニ御座候

正徳五年三月廿四日

大庄屋

徳兵衛刻

円城寺半平様

一百五匁前ニ請取申候

合四百五匁円城寺半平様より請取申候、重而村々日用役

未三月廿四日

大殿様三月十三日二御発駕  
造酒様三月十一日二御発駕

一御用馬拾式疋 内 六疋両浦留

六疋湯村

右殿様御參勤御用二三月八日二鳥取着、九日二御荷物付、坂根迄罷越、十二日二鳥取迄歸り又十三日ノ御用御荷物付出候平福迄罷越申候  
二鳥取迄歸り又十三日ノ御用御荷物付出候平福迄罷越申候  
宰領銀式拾目、本浦留村清次郎へ此方より借申候、則さいりやう本浦留清二郎申付遣候、高山よりも借被申承申候。

一竹内林次郎様三月六日二御越、村々荒所御見分被成、人夫村々二而被遣候、別紙帳面有之、三月十七日二鳥取へ御歸り被成候。

一村々御普請所日用役人賃銀、只今迄八疋人役三十文ツ、被遣候へ共、今年より老人役四十文ツ、二被成被遣候、難有奉存候様こと被仰出、村々へ申渡候。

一当春絶人高大有之二付而、追放人、又ハ歩ノ小人請い申者ノ高、又ハ去冬諸道具売払い申絶人高ノ分二忝損通り御米被遣候二付而、御條目二而被仰渡候。

三月廿三日

一牧谷村権現堂御普請成就仕、三月廿三日二棟ノつち打申候、我等罷出裁許仕候。

三月廿六日

一三匁五分五厘、右ハ御入湯御上り時分、湯山村人夫代松井番右衛門様より請取去冬御浦判所被仰付候由、浜<sup>湯山</sup>村より浜坂迄人歩三人出候、ちん銀也。是先二有り、依之消ス。

去午ノ年分

一廿五匁牧谷村舟運上払手形 一十三匁小羽尾 一七十八匁大羽尾

一三十三匁陸上 一四十式匁岩本村分 一廿六匁五分海士 一四十三匁五分湯山

一三十匁細川 一四匁浜大谷村 一七匁町浦留

三月廿九日

一三匁五分五厘 湯山村与兵衛・七郎右衛門・甚兵衛、右ハ去冬殿様岩井より御揚湯被為遊候節、浜坂村迄三人御荷物持參候為、賃銀被遣、則相渡し湯山よりノ請取手形は松井番右衛門様へ上ケ申候、湯山村使 三月廿九日二相渡申候。

四月五日 直二仁右衛門二渡ス

一九拾匁匁 両浦留午ノ年分御伝馬増二仁右衛門二相渡申候。

四月六日 甚大夫様・軍右衛門様・藤次郎様より御状

一東照宮権現様御百年忌二付、四月十一日より十七日迄於淳光院御法事御執行被遊候、右七日之内獵師之外殺生停止、獵師八十七日一日殺生可相止候、且又火之元念入候様二、右之趣村々小百姓迄 相触候様二被仰付候。村々庄や判形取置候候

四月九日二証文取歸候、三日ノ銀払付申候

一田後村・網代村へ去拜借米獵舟壹艘二五俵ツ、御借被遊候、当春御支配切手二而返上仕、証文取戻し埒明申候、御切手も御舟宮二付もたせ遣、御指図ヲ請申様二と両村庄やへもたせ遣申候。

四月十一日

一法美郡卯垣村二御追放人立歸り申者三郎兵衛と申者、手寄い申二付而、御吟味二あい、此度御追放被仰付候、娘くらハ当郡八重原村へ根帳ノ者、卯垣村二參い申二付、此度八重原村二無別条御戻し被遊候、右三郎兵衛諸道具不殘娘くら二被遣候、卯垣村二請取二遣し、則うけ取手形二則庄や・年寄・くら二も判いたせ四月十一日二御用場軍右衛門様へ上ケ申候。

四月十日軍右衛門様より

一かもめ之たまご御用二付、灘手村々吟味仕取、御用場へ持參候様二と被仰付候。

一摂州大坂江之子嶋西町伝法屋五郎兵衛船八百廿石積廿端帆沖船頭惣右衛門水主共十六人乗り、二月廿八日二大坂出舟仕、出羽国酒田御城米積二罷越候所二、三月十八日二難風あい、当郡湯山村ノ灘二破船仕候、積荷ハ少も無し、から舟二而御座候へ共、江戸御城米積之舟二而御座候へハ、段々被為入御念候。

(朱書)「十九日」

一加露御番所山崎弥次平様・下番老人召連御詰被成候、鳥取より御船頭林長左衛門様・御下番老人召連おいで被成候。

一船頭より大坂伝法屋五郎兵衛所二、破船注進ノ飛脚遣候へハ、江戸へ(朱書)「大坂」御奉行所より被仰遣、江戸御奉行様御廻者二御越被遊はづノ由、五郎兵衛より船頭惣右衛門方へ申越候、依之鳥取御舟頭梶浦五郎兵衛様も四月十六日二湯山村二御越、御見分被成候。

一伝法屋五郎兵衛申越候由二而、破損場沖船頭惣右衛門より羽州酒田へも破損ノ注進二水主ノ内老人遣申候。

一 破損場二昼夜番人申付、舟滓取集メ惣廻り二ハいがきヲ結念入申候。

一 梶浦五郎兵衛様も、右之通四月十一日二破損場為御見分御越被遊候、其後五月十六日二五郎兵衛様・大目付大内長六様・御歩行目付清水紋右衛門様・二宮甚左衛門様御兩人御召連御出、御郡奉行小泉藤二郎様も御出被遊候、湯山村ノ者、又ハ舟頭ノ口上一々御聞被遊、其より浦手形五郎兵衛様より御調、五月十八日二江戸へ御飛脚二而御注進被仰上候、然ル所江戸又大坂ニテ埒明候様ニト被仰付候由ニテ大坂御城代様被仰上候由、口上書氣共御取被遊、船頭・水主共口上御聞被遊候由ニテ、八月、船頭・水主共二大坂へ歸り申候。

一 船滓船具不残、橋本藤左衛門様・山崎弥次平様・林長左衛門様・上村覚兵衛様御越、壹尺、式尺めげ板迄寸尺・幅・厚サ委細ニ御改書付違無之段、船頭書物取、右之道具不残浜頭二志集メ、よくふたヲ仕、御舟宮より御水主衆番被成候、尤灘手村々よりも番廻り二昼夜番仕梶浦五郎兵衛様も度々破損所へ御越、御見分被成候。

一 破船ノ船頭・水主ノふち方米・塩・味噌代御上より被遊候、尤惣仕廻ノ時分払申候様ニト船頭ニ申候へ共、何方ニ而も御城米船ハ其國ノ御ぞう作ニ罷成候様、銘々了簡として御払不申由申不申、御上より御出し被成候。

一 右之外ニ諸役人寄合申、ぞうし代但馬へ御使被遊候、入用帳書筆子代・紙筆代・薪木、湯山より久々間賄申候故、御奉行様ニてぞうじ万々ノ入用老貫三百目余御立被下、四百式十め御上より被遊候、残而九百目御郡中両構ノ高二御懸被遊候、両構より集メ、湯山へ相渡申候、別帳有り。

一 溝口軍右衛門様四月十四日二湯山越ニ而、血判御見届ニ御越被遊、則日二塩見谷不残御仕廻、小田谷へ御越御仕廻、岩常村ニ御一宿被遊候、十五日二太田・川崎より御初メ、浜大谷へ御越なだ手不残御仕廻、高山村ニ御一宿被遊、十六日二湯谷<sup>(付カ)</sup>不残御仕廻、法美郡へ御越被遊候、私ハ湯山灘破損船御改二江戸御奉行様御越被成候噂有之ニ付、罷越申候、十五日ノ朝岩常より直ニ湯山へ参候。

一 湯山村破損舟船頭水主扶持方、湯山村より取かへい申上候へ共、大分入用ニ付、加露御番所より御せわニて五郎兵衛様へ御頼被成被下、米七俵船頭より返済次第ニ御上へ返上可仕由証文仕、庄や・年寄借り俵ニ而我等奥書仕上候へハ、御勘定場より岩本御蔵へ御差紙参、四月十八日二米七俵請取、湯山村ニ相渡申候、尤只今迄湯山より取かへ米四斗入九俵・銀子百八十目計取かへ申由二候

一 湯山村へ拝借米覚  
一七俵 右ノ米 一九俵五月十日之 一四俵同日  
一 銀式百十五匁三分 舟方ニ取かえ銀同人 一三俵六月十六日二奥書仕候  
我等奥書ニ而拝借  
一七十七匁四分六月廿二日奥書仕候、右同断 一三俵七月二日二奥書仕候  
一百 七月十日 一四俵七月十日  
一三俵七月廿一日 一九十九匁八分七月廿七日 一四百五十目船頭帰り候時分  
巳ノ暮之預り申御膳米払候様ニ被仰付候三石 壹石五斗 上構  
一五升 小羽尾村〇 一貳斗 陸上村〇  
一貳斗 浜大谷村〇 一壹石五斗 細川村〇  
一壹斗 海士村〇 一壹斗 高江村〇  
一壹斗 八重原村〇 一壹斗 栗谷村〇  
一壹斗 蔵見村〇 一五升 中村〇  
一壹斗五升 久志羅村〇 一壹石五斗 左近村〇  
合壹石五斗  
外二壹石五斗上構より手形高山十四郎より被遊  
合三石払手形細川安二郎へ申付、南田村徳平次五月七日代ニ鳥取遣し致候、預り手形ニ引かえ歸り相済申候、深田多兵衛殿御膳米御請取手形参候、我等判形ハ消し六月朔日二高山へ私持参、十四郎へ相渡申候。

同月十六日  
一 矢谷村平四郎と申者、同村藤次郎御小人ニ罷出い申所ニ、平四郎替り罷出土願申二付、奥書いたし遣候、造酒正様御小人ニ而候。  
三月  
一 田後村孫右衛門妻鳥取より参い申所ニ、去冬鳥取へ歸り申二付、荷物遣不申由、戻候様ニ申付くれ候へと、米村四郎治様より被仰付故申付、荷物請取参候様ニト申二付、其通返答申進候へハ、早速四郎治様御家頼取ニ被下相渡申候。

四月廿一日  
一矢谷村太郎兵衛・六十郎兩人、立願二付大仙へ参詣仕度と願申二付、聞届申候。  
四月廿四日  
一大羽尾村五助姉行衛知不申御断ノ控、源蔵より被成判形いたし遣候。

四月廿八日  
一松式万六千式百三拾八本、人夫二して千九十三人式分五り

右ハ浜大谷村午ノ暮ニ請申候、在小人ノ者浜ニ松植申候、御普請奉行円城寺半平様へ御届ノ手形いたし進申候。

一駒鳥、又ハ鷲ノ子、取次第ニ在御用場ニ指上候様ニ被仰付候、四月上旬ニ被仰付、村々へ相触申所ニ外売ハ仕候へ共取不申由、御用場ニ御聞仕、又被仰付候、隠売仕候へハ、御下奉行相廻し候ニ付、捕次第ニ被仰付由御吟味ニ付、村々へ急度申付候、

一こま鳥式わ 岩本村より取申由、四月廿八日ニ御用場ニ遣候。

御運上油割符覚

一油八斗五升 ○網代村

一同七斗五升 ○岩本村 わかさ獵師大獵舟五艘参候、壹斗五升ツ、出させ申候外ニ小獵舟三艘参候へ共、是ハ免シ申候

一同式石八斗五升 ○田後村

一式斗五升 ○大羽尾村

合四石七斗右之通払済申候

五月十日 幸介様・藤二郎様より

一鶏引尾六百本 一丸尾四千本

☆ 合四千六百本、当秋迄ぬけ次第ニ御用場へ追々指上候様ニと被仰付候。

内割 丸尾七百年 引尾百十本安二郎組 内丸尾百五十本町浦留申付

引三十本

丸尾七百年 引尾百十本久左衛門組

丸尾六百本 引尾八十本久四郎組

一村々御下札御用場より被下候、村々ニ相渡申候。

五月十四日 入江十兵衛様より被仰下候

一羽尾浦舟宿、只今迄小羽尾村源兵衛相勤い申候へ共、此度御免被遊、跡役大羽尾村仁左衛門ニ被仰付候。

七月廿一日 使九郎三郎家来ニ持せ払申候、御請取ノ御状有り。

☆ 丸尾八百本 使 御用場ニ払付申候  
引尾式百九十本

五月

一岩本御蔵残り大豆七俵余有之、鳥取御蔵へ持せ遣候様ニと被仰付、馬四疋申付候、浦留ニ而式疋湯村ニ而式疋申付遣候、裁許人高山村十四郎より申付、湯村曾平参候。

五月十五日

一岩本村本庄村水御奉行岩人奉願、鵜殿大隅様御預り清左衛門殿ヲ御願申、五月十五日より御勤候、八月十五日迄ニ而上ケ申様ニと御郡様より被仰付、八月十五日限ニ役手形遣申候、是ハ本庄・岩本両村ノ御奉行故、重四郎・我等両人之奥判ニ而遣申候。

一浜大谷村水御奉行秋田与惣左衛門様御預り差上、夫故五月十八日被参御勤候、右之通、同月十五日限ノ役切手相渡し申候。

五月廿二日

一御年貢麦直段九斗百升ニ付七拾目かへニ被仰付候。

六月十日限ニ銀子取立、上納仕候様ニと被仰付候。

同日

一海そうめん壹石申付、御会所河合茂兵衛様へ払付候様ニと被仰付候、此度造酒様・河州様之分も追勤可被仰付由ニ候。

廿四日

一同河州様海そうめん三斗被仰付候。

海そうめん村々ニ割符申付候覚

一壹斗六升 網代 一三斗 田後

一五升 本浦留 一八升 牧谷

一壹斗 大羽尾 一五升 小羽尾

一壹斗五升 陸上 一壹斗式升 浜大谷

一壹斗式升 岩戸

海そうめん代覚

六月十七日

一 壹斗式升

陸上

一 式升

小羽尾

一 九升

網代 斗よし

六月廿五日

一 壹石三升

浜大谷

一 式升

本浦留

一 式斗

田後

合五斗八升

一 海そうめん七月溝口軍兵衛様へ払、是八同日七月廿一日使当村夫四郎二納上ケ

申候

七月廿二日 使当村作十郎二而払付申候

海そうめん

一 三斗八升 御表様弘河合藤兵衛様二払手形参候

代三十目四分 壹升八分ツ、

一同壹斗 河州様平井権兵衛様二払手形参候

右之代代明ル申ノ七月廿三日、浦留山田屋半六請取歸り申候

三十め御表様分計御渡被遊候、河州様分未請取不申候、壹年延申候故、御渡可被

成か、其段しかと不知由、番右衛門様より被仰候ハ左様ノ儀ニて、河州様分へ未

ノ分ハ残り不申様ニ被成下候、其後為念如此候。

五月廿四日 二宮様・溝口様・小泉様より

一新ノ御制札壹枚、湯村札場二掛り申候、尤両構共村々念入申渡相守候様ニと被仰

下判形取置申候、伴天連・切死丹宗門ノ者、異国より渡海仕候ハ、御注進申上

候様ニとの御制札ニ而候、写有之候。

同日梶浦様よりノ御状浦留下番衆より

一米直段惣方高直二付、因伯ノ内津留被仰付候、組頭中へ申渡候。

一 蔵見村・南田村庄や之悪事ヲ申立、在横目北村彦兵衛様へ口上書指上申候、依之

御郡様より遂吟味候様ニと被仰下、則口上書も私方へ御渡し被成二付吟味仕、庄

や之返答書も取上ケ申候、然ハ右両村之儀ハ蔵見甚左衛門・左近村伊兵衛・南田

村藤兵衛、右三人嘸二而和談いたし相濟申候、口書之控有之候

一 八重原村庄や清兵衛と同村久右衛門・庄三郎・平兵衛・甚右衛門・半兵衛平介以

上六人、出入付候、委ハ口上書ニ有之候、然共高山村又市・久右衛門・庄三郎御

呼候而、異見被致候へハ、同心和談仕埒明申候、然共右六人ノ者共御□判ニ丸ヲ

いたし判形仕候ニ付而、六月五日青木甚大夫様御通り之時、浜大谷村ニ而御届被遊、六人之者共二繩ヲ御懸ケ、組頭久右衛門ニ御預ケ被遊候、庄や別条無之相勤候様ニ被仰付候、六月十一日二御詫ニ罷出、御免被遊候。

一 湯山村庄や彦十悪事ヲ申立、村より目安ヲ差上申由、遂吟味候様ニと御郡様より被仰付候、村中呼、吟味いたし候所ニ、壹人も目安上ケ不申由申候、目安上ケ申候者相知不申、依之村中より何者上ケ申哉、私共ハ上ケ不申、庄屋・年寄へ申分無之段、口上書いたさせ申候由、軍右衛門様へ上ケ申候。

御年貢麦請取覚

五月廿九日使清二郎

六月七日

同日

同日

一 式斗 中村

一 式斗 高江

一 四斗 久しら

一 四斗 左近

同日

六月二日

六月八日

一 四斗 八重原村

一 式斗 矢谷

一 五斗 本浦留

一 式斗 海土村

一 五斗 岩本

合三石此方ニ麦ニ而請取申候、此分不殘代銀ニ而取立申候。

一 麦式石三斗三升六合 岩本 一 五石壹斗七升式合 町浦留

一 壹石六斗四合 本浦留 一 式石八斗式升四合 牧谷

一 式斗四升六合 相谷 一 七斗六升八合 小羽尾

一 六斗五升式合 大羽尾 一 三石七升四合 陸上

一 三斗九升六合 田河内 一 壹石三斗壹升壹合 浜大谷

一 壹石七斗四升八合 細川 一 壹石三斗三升八合 海土

一 式石五斗九合 湯山 一 七斗七升 高江

一 四斗三升六合 矢谷 一 壹石壹斗五升四合 八重原

一 七斗六升四合 くり谷 一 八斗六升式合 南田 一 壹石五斗五升式合 蔵見

一 六斗九升八合 中村 一 九斗三升式合 久しら 一 八斗七升八合 左近

一 麦惣合三拾式石式升四合、畝数百六十町壹反式畝也、壹反ニ付麦式升ヅ、

代銀貳貫三百三拾五匁八厘

一 未六月十一日御用場ニ払付御手形有。

一 式拾目

湯山村坂鳥札御運上銀払付ノ御手形

一五九

岩本村渡世鉄砲御運上払手形

陸上・羽尾塩加路入津通

六月八日

同日

一 一八拾壹俵 陸上

一六拾俵 陸上

六月九日

六月十四日

六月十七日

一 一七拾貳俵 大羽尾

一三拾五俵 陸上

一四四拾俵 陸上

六月廿八日

六月廿八日

六月廿八日

一 一七拾俵 小羽尾

一四拾八俵 大羽尾

一八拾俵 陸上

大羽尾ノ通ニ付遣候

七月十日

七月廿一日

七月廿二日小切手遣又通指合申二付

一 一七拾俵 陸上

一七拾五俵 大羽尾

一廿八俵 小羽尾

七月廿二日

八月四日

八月二日

一 一八十俵 陸上

一八十壹俵 陸上

一四十四俵 大羽尾

九月十日

十一月四日

同日

一 一廿三俵 大羽尾

一拾貳俵 陸上

一十壹俵 陸上

一 六月五日 青木甚太夫様・小泉藤次郎様・御下役岡本平介様・荒木弥平次様・

十王越二而御越、浜大谷へ御泊り被遊候、村々庄や・年寄・頭立候百姓ニ請免ノ御

法弥相守申様ニと被仰付候、尤御条目ニ而被仰渡候。

一 湯山村三右衛門と申者、宝永六丑ノ年田地畑質物二入、洗井村善六より米壹石八

斗借用いたし、其後米返済不申二付、質物相渡候様ニと善六より催促いたし候へ

ハ、米ハ借り不申と申し申出入二相成、当六月二日ニ我等・十四郎様子承候所ニ、

三右衛門段々いつわり成下申候、借り申段はくじやういたし候ゆへ、質物相渡

候様ニと申渡候、然ル三右衛門相渡し不申二付、六月五日甚太夫様通り被遊候ゆ

へ、見御断申上候へハ、則田畑善六ニ渡し候様ニと被仰付相渡埒明申候。

一 町浦留平次親助右衛門、去冬助右衛門ハ追放、廿年余已前二同村太兵衛二田地本

物二質物二入、則組頭牧谷村孫左衛門奥書有之候、其田地又太兵衛より牧谷村孫

左衛門二質物二入、是二ハ組頭助右衛門奥書有之候、則田地ハ流し孫左衛門請取

い申候、然ル所ニ当春右之田地助右衛門子平次より請可申と申出入仕、六月二日

ニ高山村ニ而承申候、尤前助右衛門より本物二入置有之候へ共、早廿年過候事、

其上又多兵衛より牧谷孫左衛門二質物二入申時分、助右衛門其節組頭勤い申候、

助右衛門ニ請被下候様ニと太兵衛より申候へ共、助右衛門得請不申、牧谷孫左衛

門へ質物二入させ、助右衛門奥書いたし流申候付、孫左衛門田地ニ相極り二申候、

其段申渡候、然共孫左衛門申候ハ、平次よりもらい候ハ、戻し可遣返二候。

一 湯村中瀬や多一郎・弟同仁兵衛と兩人、親祐玄隱居領家屋敷又田地論仕出入二罷

成、六月二日様子承申候、多一郎そう領之儀故、詮儀之上ニて不残多一郎分二申

付候。

一 岩常村源太郎子庄七、田地山林、前二湯村宇左衛門、又高山十四郎ノ時平八と申

者共二質二入置有之、田地又同村ノ紺屋与左衛門二質物二入米銀借り申候、依之

出入二罷成、六月二日弥々遂吟味、<sup>(紺屋)</sup>こんや質二取候内二右之三人前質二取置候分有之ニ付、此分二前之質取之ゆえ、三人ニ相渡候様ニと、<sup>(紺屋)</sup>こんやニ申渡候へ共、

こんや相渡不申、六月五日甚太夫様・藤二郎様御廻り候へ共、御断申上候へハ、

庄や与兵衛連判則仕候段、<sup>(沙汰の限り)</sup>さたのかぎりニ存候と被仰、則入籠被仰付候、年寄左

大夫・善五郎兩人ニハ繩ヲ御かけ御しかり被遊候、質物ハ前二取候ものニ御渡し

被遊候、<sup>(沙汰の限り)</sup>こんやニも其方後二質二取候段不仕やと仰申渡被遊相済申候。

一 六月十七日ノ夜大雨ふり余程ノ水出申候、鳥取大水、浜坂ノ犬橋落申候、田土手

ヲ乗越申候、鳥取町も下クミタニハ水つき申候、牧谷より陸上迄田地去年山ぬけ

ノ流口、又余ほど請込申候。

六月廿五日

一七百日

一 右牧谷村権現様宮殿、町浦留大工甚介・仁左衛門、式貫目ニて請合仕候二付、為

前銀御用場より御借被遣、我等奥書いたし上ケ申候

一 右御宮殿ハ是又御詵被遣相調申候、則牧谷村権現堂共二持せ遣備申候。

一 町浦留村御下札付、長谷山札三枚、六月十一日御用場二持参仕返上仕候、藤次郎

様へ指上申候、壹枚米式斗ツ、札町浦留へ当年迄二不残返上仕候。

六月

一 陸上村塩納申御蔵、先年西中嶋へ壱つツ、御座候所ニ、只今無之ニ付、此度御願

申上候へハ、長三間半・横式間ノ□立立御用塩蔵被成被遣候。

一 八鳥ノを請取覚帳

一 岩本・蔵見・南田・栗谷 一 中村少・左近少・矢谷・大羽尾・小羽尾少・海土・

久しら・牧谷・田河内・湯山

一 町浦留村山田屋半六花や平兵衛子万蔵、田地永代二同村香林寺へ売申、我等奥書仕候。

一 相谷村谷奥二但馬美含郡久斗山鉄山ノ者、十次郎と申者親子八人連二而牧谷権現へ参詣仕候所ニ、相谷村おくにて子九郎四郎と申者相果申候、新井源蔵遂吟味、右之者又ハ相谷村庄やノ口上書取、おく書源蔵我等判形いたし、六月廿五日ノ夜鳥取へ上ケ申候、願之通死人相谷(傍示)ほうじにて葬七候様ニと被仰付候、返書ハ源蔵方へ遣候、六月廿六日

一 町浦留村長谷山札三札老年より進上仕度旨願二付、六月十一日二私持参仕、藤次郎様へ指上申候。

一 六月十七日ノ同十八日迄大雨ふり、大水出申候、去年よりハ水出より少ク御座候、牧谷村より陸上迄田地余程去年ノ山ぬけ口流込申候。

一 円城寺半平様、六月十九日二御郡ニ又御出被成候、七月六日ニ又鳥取御帰候。

御畑高三百九十八合

一 高廿五石四斗七升式合 初野才兵衛様

物成拾式石

右之通、此度御下札二入申候、前二相渡御座被成候。

酒御運上払付覚

十石 五石

一百五十目 花や九右衛門 一七拾五匁 湯村忠蔵

六斗六升六合

一百目 池谷村十郎兵衛

合三百式拾五匁

内百六拾式匁五分七月払

同百六拾式匁五分十二月払

此外ノ酒屋ハ、不残去秋御断申上酒作り不申止メ申候、依之はり候へ共、銘々ノ持株計之御運上払申候、池谷・湯村ハ払手形十四郎へ取歸り申由、浦留ハ八月二払手形うけ取置候。

去秋御断申上酒作りノ儀止メ申者

町浦留 湯村

しかのや仁右衛門 くり屋茂右衛門

三十石四百五十匁 四拾石六百匁

陸上村 多一郎 新井村 源蔵

五石七十五匁 廿石三百匁

山田屋半六ハ去々巳ノ年より酒止メ作り不申候。

軍右衛門様・藤二郎様、七月十日

一 かもめノたまご四月ニ被仰付候へ共、得取上ケ不申候二付、又々念入人ヲかけ尋させ候様ニ被仰付候。殿様御薬御用ノ由被仰付候、あじろ・田後庄や人夫方召連尋ニ出候様ニ、本村庄やニ申付候、其外陸上迄申渡候、又尋候へ共、不申、七月十三日ニ其段御断申上候

同日 軍右衛門様より

一 御用ノ海そうめん盆ニ被仰付候。

七月十一日 甚大夫様・軍右衛門様・藤次郎様より

一 御国御追放人岩本村嘉右衛門・八重原村十郎兵衛儀、此度権現様御百年忌御法事大赦二付、御赦免被成候、加右衛門ハ前庄や仕い申候所ニ、正徳元卯年同村御追放人半兵衛立歸り出入仕候二付、追放ニあい申候、半兵衛鳥取へ入籠被仰付、其後又御追放被仰付候。八重原十郎兵衛ハ、五年已前熊沢甚五左衛門様へい申候而、九月御祭礼之時分、酒ニ醉不法調仕、御追放被仰付候、此度右兩人御赦免被遊申候。

一 七月六日ノ夜天ひかり物通り申候

一 七月七日ニ雨乞願聞いたし候

盆立参宮人ノ覚

一 矢谷村三右衛門 往来遣ス 戻り申候

一 左近村甚右衛門 同断 戻り申候

一 中村七郎兵衛 同断

一 栗谷村茂平次・かね以上式人

一 海土村久右衛門・忠兵衛以上式人

一 浜大谷村七左衛門・分七戻り申候  
一 細川村藤七・同たん兩人  
一 陸上村伊左衛門・たな・せん以上三人